

1963年6月24日(第8日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時22分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番	4番	7番	10番	13番	16番	19番	2番	5番	8番	11番	14番	17番	20番	3番	6番	9番	12番	15番	18番	21番
	天久	安次	稻	又	伊	宮	武	栗大郎	比石	比石	比石	比石	比石	比石	天	天	久	盛	雄		
	久富	次富	又	又	伊	宮	武	栗大郎	比石	比石	比石	比石	比石	比石	天	天	久	盛	雄		
	栗大郎	次富	又	又	伊	宮	武	栗大郎	比石	比石	比石	比石	比石	比石	天	天	久	盛	雄		
	栗大郎	次富	又	又	伊	宮	武	栗大郎	比石	比石	比石	比石	比石	比石	天	天	久	盛	雄		
	栗大郎	次富	又	又	伊	宮	武	栗大郎	比石	比石	比石	比石	比石	比石	天	天	久	盛	雄		

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは、次の通りである。

市長	仲村春勝	助	後	具	屋	真	徳
総務課長	松川正義	財政課長	当	山	善	喜	経済課長
水道課長	奥	建設課長	島	昌	康		沢し
	奥	建設課長	島	昌	康		安一

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 1. 穀 質 問
日程第2. 陳情第5号 市道の道路工事(側こうを含む)早急施工方陳情に
日程第3. 陳情第6号 市体協への補助金交付方陳情について。
日程第4. 陳情第7号 市選族会への補助金交付方陳情について。
日程第5. 議案第20号 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例につ
いて。
日程第6. 議案第21号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例につ
いて。

9. 会議の顔末

出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立
致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時16分)

1963年6月24日(第8日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時22分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	天久	渡太郎	2番	比嘉	定亮	3番	天久	盛雄
4番	安次	富盛	5番	石川	真大	6番	仲村	春果
7番	稻嶺	正康	8番	石田	英美	9番	安里	安明
10番	又吉	正弘	11番	石川	繁	12番	大川	昇昌
13番	伊佐	真得	14番	仲村	春	15番	大宮	盛昌
16番	宮里	敏行	17番	伊佐	貞寿	18番	中里	幸助
19番	武島	行男	20番	仲村	盛光	21番	古波	清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは、次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳
総務課長	松川正義	財政課長	当山善喜
水道課長	奥里将俊	建設課長	島谷昌兼
			経済課長 沢し 安一

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋 毅 伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 1 般 質 問

日程第2. 陳情第5号 市道の道路工事(側こうを含む)早急施工方陳情について

日程第3. 陳情第6号

市体協への補助金交付方陳情について。

日程第4. 陳情第7号

市道族会への補助金交付方陳情について。

日程第5. 議案第20号

宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について。

日程第6. 議案第21号

宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について。

9. 会議の顛末

出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。(午前10時16分)

議 長～昨日に引き続15番さんより願います。

15番～真保原郵便局の新設について御質問します。予定敷地は有料か、或は無料提供か御説明願います。

市 長～この件は、只今地主の~~新~~新築中でまだ契約は今の所してありませんが、有料にする予定であります。と云うのは詳の登記所でも家賃をもらっておりますので、政府の施設であります限り、政府からそれだけの地料をえたいと云う思っている訳であります。

15番～これと関連致しまして本市の方に政府の総合庁舎が出来ると云ううわさがありますがそれについて。

市 長～今まで総合庁舎のについてはお願いはしてありますが、まだ出来るんだと云うことは、はつきりした答えは聞いておりません。

15番～その郵便局の誘致の方は、あくまでも有料として考えておるのか。

議 長～関連質問ありませんか。

9番～郵便局については、今~~新~~新築中であられるとおつしやいますが、新年度末中で新設されることが可能性が有りますでしょうか。その見通しについて。

市 長～郵政庁はどちらかと云うと、請負の仕事見たようで、その予算の範囲が限られておりますので、本年度の予算ではつきりした新設の費用は見出せないと云うことを郵政庁長の話しですが、しかし何んとか努力して本年度に、向うは向うとしてのそれと出来る何んではないので努力をしますと云うことで、まだはつきりした意志表示はしておりません。

15番～大いに政治手~~腕~~腕を發揮致しまして、誘致なさることを御要望申し上げます。その質問は終了です。

9番の方は、4番議員の関連で質問してありますので控えます。

10番の方を質問致します。固定資産評価の適正化について、質問致したいと思ひます。市民は今日重税と物価の値上りにより苦しい生活にあえいでいるが、評価変動による土地評価を行なうといわれていますが、税金を上げる考えでありますか。

市 長～今度政府の方から固定資産の評価を基準を示して、評価変えをする様に来ていますが、自然そうなるとその評価が高くなつておりますのでそれに対する税金は高くなるものと思ひます。只その方法として一挙に政府の方に示された額に持つて行くと云うと急激にふえる訳です。それを2割ぐらゐに政府の基準に持つていくようにして、これを進め

議 長～昨日に引き続15番さんより願います。

15番～真榮原郵便局の新設について御質問します。予定敷地は有料か、或は無料提償か御説明願います。

市 長～この件は、只今地主の接衝中でまだ契約は今の所してありませんが、有料にする予定であります。と云うのは前の登記所でも家賃をもらつておりますので、政府の施設であります限り、政府からそれだけの地料をえたいところ思っている訳であります。

15番～これと関連致しまして本市の方に政府の総合庁舎が出来るんだと云ううわさがありますがそれについて、

市 長～今まで総合庁舎のについてはお願いはしてありますが、まだ出来るんだと云うことは、はつきりした答えは聞いておりません。

15番～その郵便局の誘致の方は、あくまでも有料として考えておるのか。

議 長～関連質問ありませんか。

9 番～郵便局については、今接衝中であられるとおつしやいますが、新年度中で新設されることが可能性が有りますでしょうか。その見透しについて。

市 長～郵政庁はどちらかと云うと、請負の仕事見たようで、その予算の範囲が限られておりますので、本年度の予算ではつきりした新設の費用は見出せないと云うことを郵政庁長の話しですが、しかし何んとか努力して本年度に、向うは向うとしてのそれと出来る何んではないので努力をしますと云うことで、まだはつきりした意志表示はしておりません。

15番～大いに政治手うでを發揮致しまして、誘致なさることを御要望申し上げます。その質問は終了します。

9番の方は、4番議員の関連で質問しておりますのではぶきます。

10番の方を質問致します。固定資産評価の適正化について、質問致したいと思ひます。市民は今日重税と物価の値上りにより難しい生活にあえいでいるが、時価変動による土地評価を行なうといわれていますが、税金を上げる考えでありますか。

市 長～今度政府の方から固定資産の評価を基準を示して、評価変えをする様に来ていますが、自然そうなるとその評価が高くなつておりますのでそれに対する税金は高くなるものと思ひます。只その方法として一挙に政府の方に示された額に持つて行くと云うと急激にふえる訳です。それを2回ぐらゐに政府の基準に持つていくようにして、これを進め

たいと思うのであります。それから税金を上げる考えか、これは税金率は同じであります。只対象部分がこれを無理してそのままおさえたる場合には、税金のアンバランスが生ずると云うことは、これはもうなげすむことだと思ひます。いわゆるそれをそのままにした場合は他の税はその税率が決つてゐるからぐんぐん上がつて来たのに、これだけそのまますえ置きにしたと云うことになりますと云うと、例えば、市民税と固定資産税を較べた場合に可能者の人は重税をしてからに、固定資産を持つておるものは、いわゆる物持屋はおるんだが、いつまでも安くしてどまると云つてアンバランスが、そこに起りはせんかと、どうしても、それは時代に応じて平行して、いかにやならんじやないかと云うのであります。別にこれは税金を上げると云うよりは、対象物の評価が變つて来る。この時代に於ける様な評価がされて来ると云うことになるので簡単に税金を上げるんだと云うは云えないと思ひます。

15番～それは、すぐ上げる資料とはしないと云う訳ですか、例えば政府のやつておることに歩調を合せてなさる積りか、市独自でやるのか、

市長～いずれは、政府の示す線に持つていかねやならんと思うんだが、すぐ一変だと云うことは、少し無理がきやせんか、と云うのであります。

15番～もち論時價の変動によつて評価はもち論變えていかなけりやならんと思つておる訳ですが、それに反して、市民のそつたものも充分に考慮してもらひまして、仮りにどうしても税金が上がらなければならんと思つた様な時價が来ましても、單にこの評価だけでやるんじやなしに、物價の値上りなど、色々な要素があると思ひますので、この辺を充分に勘案して載きたいと云うように御希望申し上げます。この質問を終ります。

10番～政府の評価基準率なんかは、当局にまいつておりますか。

市長～資料ですか。（10番 はい。）
はい、来ています。

10番～今先、市長さんが御答弁の中に政府の税率を市のもんとは、すぐには政府の案にはおつつけないから、餘々に向うにおつづくようにすると思つた御答弁がとございましたが、これは、どう云う様な意味のもんであるかわかりませんので、休憩して御説明載きたいと思ひます。

議長～暫休憩致します。（午前10時25分）

議長～再開致します。（午前10時26分）

たいと思うのであります。それから税金を上げる考えか、これは税金率は同じであります。只対象部分がこれを無理してそのままおさえた場合には、税金のアンバランスが生ずると云うことは、これはうなずけることだと思います。いわゆるそれをそのままにした場合は他の税はその税率が決っているからぐんぐん上がつて来たのに、これだけそのままおさえ置きにしたと云うことになりますと云うと、例えば、市民税と固定資産税を較べた場合に可能者の人は重税をしてからに、固定資産を持つておるものは、いわゆる物持量はおるんだが、いつまでも安くしてとどまると云つてアンバランスが、そこに起りはせんかと、どうしても、それは時代に依つて平行して、いかにやらんじやないかと思うのであります。別にこれは税金を上げるより、対象物の評価が變つて来る。この時代に應ずる様な評価がされて来ると云うことになるので簡単に税金を上げるんだところは云えないと思う。

15番～それは、すぐ上げる資料とはしないと云う訳ですか。例えば政府のやつておることに歩調を合せてなさる積りか。市独自でやるのか。

市長～いずれは、政府の示す線に持つていかねやならんと思うんだが、すぐ一変でと云うことは、少し無理がきやせんか、とこう思うのであります。

15番～もち論時價の変動によつて評価はもち論變えていかなけりやならんと考えておる訳ですが、それに反して、市民のそう云つたものの充分に考慮してもらひまして、仮りにどうしても税金が上がらなければならんと云つた様な時態が来ましても、単にこの評価だけでやるんじやなしに、物價の値上りなど、色々な要素があると思いますので、この辺を充分に勘案して載きたいとこう云うふうに御希望申し上げます。この質問を終ります。

10番～政府の評価基準率なんかは、当局にまいつておりますか。

市長～資料ですか。（10番 はい。）
はい。来ています。

10番～今先、市長さんが御答弁の中に政府の税率と市のもんとは、すぐには政府の案にはおつつけないから、除々に向うにおつづくようにすると云う御答弁がございましたが、これは、どう云う様な意味のもんであるかわかりませんので、休憩して御説明載きたいと思ひます。

議長～暫休憩致します。（午前10時25分）

議長～再開致します。（午前10時26分）

議長～18番議員の出席を報告します。

15番～1番の方はこの前でやや終つてはありますが、もう一変お聞きしたいと思ひます。都市計画事業の一環として、埋立地敷計画がなされておりますが、この件についてお伺ひしたいと思ひます。かん拓事業は住民の非常に關心を持つておるのでありますが、特に伊佐浜のかん拓の方は遠浅になつておりますので、部分的な工事であれば個人でも出来るもんだと云うふうなあり方で、希望者もおると云うふうなことを聞いておりますが、市長さんとしては、どうお考えですか。

市長～将来かん拓は是非行いたいと思つておりますが、いつから実施すると云う具体的な案は、まだ出来ておりません。実施する場合には、市の事業としてやりたいと思つております。

17番～市が出来ない場合は個人にでも出来る訳ですか。

市長～それは、確かかん拓の場合はその政府を通して軍の認可があるので、~~それ~~それには市の副申が入るとその場合に市でどうしても出来んと云うこととであれば、他人にもさせることが出来ると思うのであります。出来るだけ市の事業としてやりたいところ思つております。

10番～浦添のもんとは少し遅うかも知れませんが、向うも埋立てによつて相当感こうしているようでありまして、向うのものを資料として研究なされ、そして政府との折衝かれこれも、努力をなされ計画性がなり立つようなものであれば、早目に実施して早く様御要望申し上げます。

17番～2番に移ります。青小堀川の河川工事の件でございますが、地元住民の声を聞きますと、この川は、大雨のたんに土手も全部さらわれてしまひまして、今のあり方で行きますと、近い内に入家までかかひはしないかと云うふう非常に心配されておりますが、この件について市長さんはどうお考えですか。

市長～この排水工事は、今度新しい年度で予算でやる様になつております。そして今まで片面だけであつたのが、両面やる様になつてゐる。

議長～暫休憩致します。(午前10時37分)

議長～再開致します。(午前10時38分)

17番～この排水は、都市計画事業の中の排水にもなつておりますので、一つ早目にこの工事が出来るように御要望申し上げます。3番に移ります。3番の方も前に出ておつた訳ですが、もう一変お聞きしたいと思ひます。自己水質による水道事業が計画されておりますが、全市民に対し

議長～18番議員の出席を報告します。

15番～1番の方はこの前でやや終つてはおりますが、もう一変お聞きしたいと思ひます。都市計画事業の一環として、埋立地盤計画がなされておりますが、この件についてお伺ひしたいと思ひます。かん拓事業は住民の非常に興味を持つておるのでありますが、特に伊佐浜のかん拓の方は遠浅になつておりますので部分的な工事であれば個人でも出来るもんだと云うふうなあり方で、希望者もおると云うふうなことを聞いておりますが、市長さんとしては、どうお考えであるか。

市長～将来かん拓は是非行いたいと思つておりますが、いつから実施すると云う具体的な案は、まだ出来ておりません。実施する場合には、市の事業としてやりたいと思つております。

17番～市が出来ない場合は個人にでも出来る訳ですか。

市長～それは、確かかん拓の場合はその政府を通して軍の認可があるので、それそれには市の副申が入るとその場合に市でどうしても出来んと云うこととであれば、他人にもさせることが出来るところ思つております。出来るだけ市の事業としてやりたいところ思つております。

10番～浦添のものとは少し遅うかも知れませんが、向うも埋立てによつて相当成こうしているようでありませし、向うのものを資料として研究なされ、そして政府との接衝かれこれも、努力をなされ計画性がなり立つようなものであれば、早目に実施して競く権御要望申し上げます。

17番～2番に移ります。青小堀川の河川工事の件でございませが、地元住民の声を聞きますと、この川は、大雨のたんに土手も全部さらわれてしまひまして、今のあり方で行きますと、近い内に入家までかかりはしないかと云うふう非常に心配されておりますが、この件について市長さんはどうお考えですか。

市長～この排水工事は、今度新しい年度で予算でやる様になつております。そして今まで片面だけであつたのが、両面やる様になつてゐる。

議長～暫休憩致します。(午前10時37分)

議長～再開致します。(午前10時38分)

17番～この排水は、都市計画事業の中の排水にもなつておりますので、一つ早目にこの工事が出来るように御要望申し上げます。3番に移ります3番の方も前に出たおつた訳ですが、もう一変お聞きしたいと思ひます。自己水源による水道事業が計画されておりますが、全市民に対し

て可能ですか、可能であれば、いつごろ実施出来ますか、又その水源と受水量について御伺います。

市長～この件前の議会の場合に皆さんからの要望もありまして、概算見積りでも立てておく様にと課長に命じております。大体どのぐらい、いつか発表したと思いますが、概算見積りについては、それから、いつから実施すると云う計画はまだ出来ておらぬのであります。それについては課長の方から補足説明をさせます。

水道課長～今の御質問にお答えします。自己水源による水道事業と云うことになつておりますが、現在の所は、今先市長が答弁にもありました様に大まかな数字を出して御ざいます。しかしながらこれはまだ調査実施の段階ではありませんで、詳細なる資料は出ておりません。それから全市民に対して可能かどうかという水質の問題でございまして、これはいち々水源の水量の調査をしなければなりません。又その水源の水量の調査はまだやつておりません。そこには、那覇から戦前調べた資料がありますが、現在那覇が取つて居る以外に真城名川、これが一日に499立方水があると、それから大山川ですか、これが373立方水ある訳です。照屋川が608立方、それから新川が772立方、喜友名ヒューザー川880立方、これだけのはつきりした戦前の資料をございまして、戦後においては、相当量の水量が減つて居るんじやないかと云う思われる訳なんです。それで現在の伊佐浜川が200立方ありまして、これを合計をしまして、500立方は水があるという結果にはなりますが、戦後は相当水量がなくなつております。現在宜野湾市では一日に200立方から300立方を使用しておりますが、この水量をかき集めた場合には、現在宜野湾市真志喜の軍用地内にもありますし、或は真志喜の簡易水道とか、大謝名の井戸とか或は佐真下の水量を調査してかき集めたら、集めた場合には現在の水量は十二分にあると、しかしながら宜野湾市は将来20年後には700万人の人口が推計されて居る。それでその場合には、70%増えたとしても約500万人、49,000人ぐらいの水量を見積らなければなりません。その場合に一日平均110立方として一人平均それから最大給水平均が150立方とした場合には、将来は、どうしても10,000立方内外の水がなければ、自己水源としての水量においては心配だと、だがその水量が果して宜野湾市の水源から取られるか、どうかということば調査をして見なければ云えないのであります。しかしながら、現在ここ当分はこれだけの水量ではあります。もち論推定ではあります。当分はまかなえると思つておりますが、将来を長い目を見た場合は、果して10,000立方11,000立方と云う水が可能かどうかと云うことは一応疑問に思われるのであります。

17番～もし宜野湾市が、自己水源で水道事業をやるを云つた場合には、今オグムナーの水なんかは、那覇に契約されて居りますが、あの水も解約されて宜野湾市が使用すると？

て可能ですか。可能であれば、いつごろ実施出来ますか。又その水源と受水量について御伺いします。

市長～この件前の議会の場合に皆さんからの要望もありまして、概算見積りでも立てておく様にと課長に命じております。大体どのぐらい、いつか発表したと思いますが、概算見積りについては、それから、いつから実施すると云う計画はまだ出来ておらんであります。それについては課長の方から補足説明をさせます。

水道課長～今の御質問にお答えします。自己水源による水道事業と云うことになつておりますが、現在の所は、今先市長が答弁にもありました様に大まかな数字を出して御さいます。しかしながらこれはまだ調査実施の段階ではありませんので、詳細なる資料は出ておりません。それから全市民に対して可能かどうかという水量の問題でございますが、これはいち々水源の水量の調査をしなければなりません。又その水源の水量の調査をまだやつておりません。そこには、那覇から戦前調べた資料がありますが、現在那覇が取つている以外に真境名川、これが一日に499立方水があると、それから六山川ですか。これが373立方ある訳です。照屋川が608立方、それから新川が772立方、喜友名ヒューサー川880立方、これだけはつきりした戦前の資料がございまして、戦後においては、相当量の水量が減になつているんじゃないかと思うる訳なんです。それで現在の伊佐浜川が2000立方一日にありますので、これを合計をしました場合に、5000立方は水はあると云う結果にはなりますが、戦後は相当水量がなくなつております。現在宜野湾市では一日に2000立方から3000立方を使用しておりますが、この水量をかき集めた場合には、現在はまだ々真志喜の軍用地内にもありますし、或は真志喜の簡易水道とか、大謝名の井戸とか或は佐真下の水量を調査してかき集めたら、集めた場合には現在の水量は十二分にあると、しかしながら宜野湾市は将来20年後には700万人の人口が推計されておる。それでその場合には、70%増えたとしても約5000万人、49,000人ぐらゐの水量を見積らなければなりません。その場合に1日平均110立方として1人平均それから最大給水平均が150立方とした場合には、将来は、どうしても10,000立方内外の水がなければ、自己水源としての水量においては心配だと、だがその水量が果して宜野湾市の水源からえられるか、どうかということとは調査をして見なければ云えないのであります。しかしながら、現在ここ当分はこれだけの水量ではあります。もち論推定ではあります。当分はまかなえると思つておりますが、将来を長い目を見た場合は、果して10,000立方11,000立方と云う水が可能かどうかと云うことは一応疑問に思われるのであります。

17番～もし宜野湾市が、自己水源で水道事業をやると云つた場合には、今オグムヤーの水なんかは、那覇に契約されておりますが、あの水も解約されずがままがして宜野湾市が使用すると？

水道課長～それはこの問題は非常に難しい問題でございまして、那覇市の方と
しても、それだけ戦前から水にとぼしくて、他市町村からの水源を求
めておると強制的にもその水源を求めていると、戦後においてもし
かりであります。法的には、はつきりしたことは申し上げられませんが
しかし那覇市としましては、どうしてもそのいえば先許特権といいま
すか、契約の権利の方はこちの方よりは強いのではないかと、
私としましては、この問題を那覇市の戦前戦後を通じての契約の権利
ということば、那覇市が実際にこの水道問題を将来において実際にそ
のこの問題が解決したアツキでないこの問題を持ち出しても現
にはなれないんじゃないかところ思つておる訳であります。はつきり
した事は、まだ研究はしておりません。

17番～3番終了です、4番、5番、6番もこの目で終つておりますので、省
略することに致します。

議長～次は19番に願います。

19番～去つた5月の臨時議会において、新しい行政区画が設置するようは可
決決定されておりますが、その実施の時期についてお伺い致します。
又これを実施するにおいて、公簿或は新設が当然行りうるものでありま
すけれども、その場合において、色々の問題が発生することが予想さ
れます。すてにある部分からは陳情書も出ているやに受けたまわつて
おりますが、そう云つた色々発生される問題に対する本市としての対
策についてお伺いします。

市長～いつから実施するかについては、先ず7月1日を期しておりますが、
実際実施に当たるとすぐ、1日を期して出来る行政区と、或はその準備
を置いて実施に移さねばならぬような所が出て来ると思いますが、それ
が色々の問題があると思ひますが、それについてはこれから出かけて
行つて、いわゆる分割される所や、統合される所があるんだが、両
方の代表者とも会つてこれがスムーズに行く様に話しを進めますが、
場合によつては、あの案がいく分修正される所が出るんじゃないかと
どう考えられる訳であります。

19番～7月1日が目標であられるんだが、実施においては、或は遅れるかも
知らないとおつれやつておりますけれども、目標は7月1日迄と
突既面はですか、実際に実施出来る可能の時期はいつごろか、それは
はつきり見えませんか、

市長～一応はみみをそろえるまでの準備の期間は3ヶ月位で全部するものと進め
たいところ思つております。7、8、9？

19番～色々の問題が発生することによつて、ある程度の修正もありうるとい
うふうな事とをございましたけれども、しからば立地条件によつては結

水道課長～それはこの問題は非常に難しい問題でございまして、那覇市の方としても、それだけ戦前から水にとぼしくて、他市町村からの水源を求めておると強制的にもその水源を求めていると、戦後においてもしかしであります。法的には、はつきりしたことは申し上げられませんがしかし那覇市としましては、どうしてもそのいえば先許特権といえますか、契約の権利の方はこちらの方よりは強いのではないかと。私としましては、この問題を那覇市の戦前戦後を通じての契約の権利ということ、那覇市が実際にこの水道問題を将来において実際にそのこの問題が解決したアカワキでないといふ問題を持ち出しても由現にはなれないんじゃないかと思つておる訳であります。はつきりした事は、まだ研究はしてありません。

17番～3番終ります。4番、5番、6番もこの間で終つておりますので、省略することに致します。

議長～次は19番に願います。

19番～去つた5月の臨時議会において、新しい行政区画が設置するように可決決定されておりますが、その実施の時期についてお伺い致します。又これを実施するにおいて、公簿或は新設が当然行りうるのでありますけれども、その場合において、色々の問題が発生することが予想されます。すでにある部分からは陳情書も出ているやに受けたまわつておりますが、そう云つた色々発生される問題に対する本市としての対策についてお伺いします。

市長～いつから実施するかについては、先ず7月1日を期しておりますが、実際実施に当るとすぐ、1日を期して出来る行政区と、或はその準備を置いて実施に移さねばならんような所が出て来ると思います。それから色々と問題があると思つて、それについてはこれから出かけて行つて、いわゆる分割される所や、統合される所があるんだが、両方の代表者とも会つてこれがスムーズに行く様に話しを進めますが、場合によつては、あの案がいく分修正される所が出るんじゃないかと思つておる訳であります。

19番～7月1日が目標であられるんだが、実施においては、或は遅れるかも知らないとおつしやつておりますけれども、目標は7月1日だと実際面にては、実際に実施出来る可能の時期はいつごろか。それははつきり教えませんか。

市長～一応はみみをそろえての準備の期間は3ヶ月位で全部するものと進めたいと思つております。7、8、9月。

19番～色々の問題が発生することによつて、ある程度の修正もありうるといふふうな事でございましたけれども、しからは立地条件によつては結

局、現在のこの分割線が一応変更されうると云う意味でございませうか

市長～はい、今ののを基本にしていくらかの、はつきりはしませんが、陳情なんかも出ていますので、そこをよく両方の話しも聞いてみたいところ思っております。

19番～次に関連すると思えますけれども、結局色々云つた様な問題が発生すると云うことは、要するに現在の委託制度という問題を考へての区画であれば、こう云つたような問題が起ると云うふうに考へますけれども、未だた議会においても委託制度に変わるべき制度に検討すると云うふうな条件が確かあつた様におぼえていますが、それに変わるべき制度を現在どう云うふうなもんがいいと云つた様な程度の構想でもお持ちがどうか。

市長～今後研究をする必要はあると思えますが、現段階において、これに変わるべき構想はまだ出来ておりません。

19番～一応この項はこれで打ち切りますが、関連質問でもありましたら、どうぞ。

1番～市長にお伺い致しますけれども、新しい区画の再編成の場合には、十分世論の意見をくみ取つてやると云う様な事でございましたんですが、当局は実際に再区画を再編成する場合に、地域住民の意向を打診したことがございますか、それについてお伺いします。なぜならば、再区画に對しましては、数地区からの陳情書が現状維持だと云うことになっておりますが、その地域住民の意向を打診し、当局の考へ方を住民に啓発したことがございますか、それについて、

市長～先きに申し上げた通り、一応こうするんだと云う案を決めてから、そこに働きかけると云う何んで提案するまではある程度の何んと云いますか、個人的な話しでは、いわゆるうわさを聞いておりますが、こちらとしての市から出かけて行つてそうするんだと全員を無めての催しは持っておりません。

10番～議会としてのあれは、ちやんと決つて答申もしたつもりでございませうが前の陳情は、いわゆる当局に来ておつたと思えます、あの陳情文に出された部落に対してはどう云う様な考へが裏かれたか、又どう云うような考へ方で強みたいと、いわゆる今先の市長さんのご答申では考へる所はすると云う御答申でありましたのであの陳情を出された部落に対しての考へ、いわゆるお考へ方はどう云うようなあり方か。

市長～今度の案の作成については、一ちやんこの案の出来る前に、各部落の意向を聞いた場合には、どうしても修正めで、いつまでも案が出来上がらないので、一応は当局の案として、そして議会にも出して、そして

局、現在のこの分割線が一応変更されうると言う意味でございますか

市長～はい。今ののを基本にしていくらかの、はつきりはしませんが、陳情なんかも出ていますので、そこをよく両方の話しも聞いてみたいところ思っております。

19番～次に関連すると思えますけれども、結局色々そう云つた様な問題が発生すると云うことは、要するに現在の委託制度という問題を考へての区画であれば、こう云つたような問題が起ると云うふうに考へますけれども、去つた議会においても委託制度に要すべき制度に審議すると云うような条件が確かあつた様におぼえていますが、それに要すべき制度を現在どう云うようなもんがいいと云つた様な程度の構想でもお持ちがどうか。

市長～今後研究をする必要はあると思えますが、現段階において、これに要すべき構想はまだ出来ておりません。

19番～一応この項はこれで打ち切りますが、関連質問でもありましたら、どうぞ。

1番～市長にお伺い致しますけれども、新しい区画の再編成の場合には、十分世論の志願をくみ取つてやると云う様な事でございましたんですが、当局は実際に再区画を再編成する場合に、地域住民の意向を打診したことがありますか。それについてお伺いします。なぜならば、再区画に對しましては、数地区からの陳情書が現状維持だと云うことになつておりますが、その地域住民の意向を打診し、当局の考へ方を住民に啓発したことがございますか。それについて。

市長～先きに申し上げた通り、一応こうするんだと云う案を決めてから、そこに働きかけると云う何んで提案するまではある程度の何んと云いますか。個人的な話では、いわゆるうわさを聞いておりますが、こちらとしての市から出かけて行つてそうするんだと全員を集めての催しは持つておりません。

10番～議会としてのあれは、ちやんと決つて答申もしたつもりでございますが前の陳情は、いわゆる当局に来ておつたと思えます。あの陳情文に出された部落に対してはどう云う様な考へが表われたか。又どう云うような考へ方で望みたいと、いわゆる今先の市長さんのご答弁では考へる所はする。云う御答弁でありましたのであの陳情を出された部落に対しての考へ、いわゆるお考へ方はどう云うようなあり方か。

市長～今度の案の作成については、一ち々この案の出来る前に、各部落の意向を聞いた場合には、どうしても修正々で、いつまでも案が出来上がらないので、一応は当局の案として、そして議会にも出して、そして

こちらとしても、この方法がよかろうと云う所まで持つて来て、そして部落の方にこれを当らにやらんところ考え方でありましたので、今先も申し上げましたが、これからこの案が最も理想だと云う事を話して部落には**折衝**を進めたいと云う思っております。

10番～いわゆる議会の方針を得た訳ですが、その後まだ話し合つてなく今後進められると云うおれですか、当局としては、いわゆるあの陣情を取り上げられるつもりでございますか。

市長～ちよつとその前に申し上げますが、実はこの案は三月ほど前に案は出衆来上がつてその間に部落にも働きかけてその案が納得するように、納得した上で突進に移したいという考えでありましたが、案のいわゆる答申の方がそれだけ後へ下つて来てすぐそれが済むと本議会というんでついでにしまつたもんですから、今までの間に、まだ働きかけておりません。今の御質問何んでしたか、案を絶対その通りにするかどうかと云うんですか、陣情は考慮には入れますけれども、全面的にこれに施策をする訳には行かないと云う思っています。

19番～只今の問題について一言を要望申し上げます。かかる重大な問題については、一応は部落の住民の知つてゐることを聞くこともカン心でしようし、尚かつ又問題においては、ある程度公聴会と云つた様な所まで持つていつて慎重に討議すべきじやなかつたかといつた様な御点を私自身感じますので、どう云つた点も今後考慮してやつてもらいたいということをお要望申し上げます。この度は機構改革案が出ておりますけれども市長としまして、この度の機構整備によつて十分に御本人が出された施策そのままが発揮出来る機構だとお考えですか。

市長～愛新交役所の機構や管理も現段階においては、この方が最もいいと云う案でありまして、将来と申し上げますと、或は2年後3年後において、市の実状がより以上に発展して、或は那覇市みたようにしなければならぬような時期が来た場合には、これでは満足出来ないうえに又改革せねやならんというふうに考えられる訳であります。今の所現段階においては、これでいいと云う思っております。

19番～関連しますので提出条案の件ですが、私の見る範囲においては非常にこうせばめられた様な**依**裁的な考え方で提案されたものどう解しやうとしております。市長自身が自分の施策を十二分に発揮するには、それ相当の考え方においてもある程度のはばが必要だと考えます。今後そう云う**施策の問題**においても只現段階だと云うきよ様な解しやうじやなしに、あくまでも将来に向つて行くんだといつた様な大きな構想でもつてあらゆる面において実施して載けんことを御要望申し上げます。

こちらとしても、この方法がよかろうと云う所まで持つて来て、そして部落の方にこれを当らにやならんところ考え方でありましたので、今先も申し上げましたが、これからこの案が最も理想だと云う事を話して部落には賛成を進めたいと云う思っております。

10番～いわゆる議会の方針を得た訳ですが、その後まだ話し合つてなく今後進められると云うあれですか。当局としては、いわゆるあの陳情を取り上げられるつもりでございますか。

市長～ちよつとその前に申し上げますが、実はこの案は三月ほど前に案は出来上がつてその間に部落にも働きかけてその案が納得するように、納得した上で実施に移したいという考えでありましたが、案のいわゆる答申の方がそれだけ後へ下つて来てすぐそれが済むと本議会というんでついでにしまつたもんですから、今までの間に、まだ働きかけておりません。今の御質問何んでしたか。案を諮詢その通りにするかどうかと云うんですか。陳情は考慮には入れますけれども、全面的にこれに施策をする訳には行かないと云う思います。

19番～只今の問題について一言ご要望申し上げます。かかる重大な問題については、一応は部落の住民の知つてゐることを聞くこともカン心でしようし、尚かつ又問題においては、ある程度公聴会と云つた様な所まで持つていつて慎重に討議すべきじやなかつたかといつた様な偏点を私自身感じますので、こう云つた点も今後考慮してやつてもらいたいということをお要望申し上げておきます。この度は機構改革案が出ておりますけれども市長としまして、この度の機構整備によつて十分に御本人が出された施策そのままが発揮出来る機構だとお考えですかどうか。

市長～役所役所の機構や管理も現段階においては、この方が最ともいいと云う案でありまして、将来と申し上げますと、或は2年後3年後において、市の実状がより以上に発展して、或は那覇市みたようにしなければならぬ様な時期が来た場合には、これでは満足出来ないで又改革せねやならんというふうに考えられる訳であります。今の所現段階においては、これでいいと云う思っております。

19番～関連しますので提出条例の件ですが、私が見る範囲においては非常にこうせばめられた様な強硬的な考え方で提案されたものところ解しやすくしております。市長自身が自分の施策を十二分に発揮するには、それ相当の考え方においてもある程度のはばが必要だと考えます。今後そう云う施策な問題においても只現段階だと云うきよ義な解しやくじやなしに、あくまでも将来に向つて行くんだといつた様な大きな構想でもつてあらゆる面において実施して戴けんことを御要望申し上げます。

19番～都市計画の問題については、色々論議はされたと思っておりますけれども2項についてお伺い致します、多額の国米援助がなされると呼ばれている今日であります、都市計画を実施するにおいて、多額の金があるという云つた面の予算獲得と云う件について市長さんは行政府とたえず交渉をなされておるかどうか、今年度の予算編成において行政府に対して、予算獲得で相当な交渉をされたかどうか要請を出されたかどうか。

市長～やつております。

19番～何か、その特に国米援助の問題ですが、現在そうだとばかりした確認はないにしろ、あるていどの話し合いの付いたそう云つたものはございますか。

市長～国米援助については、まだ政府で資料をまとめて日本に申し入れをしておりますが、その決定まではまだ来ておらない、ある程度は目算は来ておりますが、各市町村に対しては来年度の事業として決まらぬままではないと伺います、これがこちらとしては、資料は5ヶ年計画の資料として提出してあります、それから後年度の間の期間は私よく知らないんですが、しよ中交渉はしていますので、確かにその期間も皆んな含まれると思えます。

19番～たえず交渉されておると言うことを聞いて大変うれしく思います、一つ実現される様たえず現状を維持してやつて下さい、水道事業についてお伺い致します、今度の今年のかんばつの場合非常に非常に困つたのが飲料水の問題でありましたけれども、これは一帯にも早く本市の水道事業そのものがいわゆる水道網を1日も早く全市に布設するというのが最も緊急時だとう考えます、当局として水道網が全市に水道網の完成する時期はいつ頃か、それについて願明して下さい。

市長～その件はちょうど水道課長居ますので水道課長に大體現在の水道の計画を願明させます。

水道課長～私の方から御願明申し上げます、市長の施政方針にもございますように今年度は新しい5号線地域の9ヶ部落です、そこへその今から政府の認可を得て、起債の認可をえまして5号線一帯の給水水道事業を施工して行きたいと思つていますが、現在菅天間から1号線の大謝名までそれから真栄原、佐真下それから5号線大謝名の1部をそれで今年度の計画これはどうしても工事をする場合には今まで通り2ヶ年位の継続事業ということになると思います、それで今年度早くして3月、4月頃までにその計画の認可をうることになれば65年度の工事が施工されることになりませんが、それが完備されると、大體市内においては、1号線、5号線

19番～都市計画の問題については、色々論議はされたと思っておりますけれども2項についてお伺い致します。多額の日米援助がなされると呼ばれている今日であります。都市計画を実施するにおいて、多額の金があるという面での予算獲得と云う件について市長さんは行政府とたえず接衝をなされておるか。今年度の予算編成においても行政府に対して、予算獲得で相当な接衝をされたかどうか要望を出されたかどうか。

市長～やつております。

19番～何か、その特に日米援助の問題ですが、現在そうだとはつきりした確証はないにしろ、あるていどの話し合いの付いたそう云つたものがございますか。

市長～日米援助については、まだ政府で資料をまとめて日本に申し入れをしておりますが、その決定まではまだ来ておらない。ある程度は目玉は来ておりますが、各市町村に対する事業として決まつたものはまだないところ思います。これがこちらとしては、資料は5ヶ年計画の資料として提出してあります。それから後の年度々のあの期間は私はよく知らないんですが、しよ中接衝はしていますので、確かにその期間も皆んな含まれると思います。

19番～たえず接衝されておるということを聞いて大変うれしく思います。一つ実現される様たえず現状を維持してやつて下さい。次の水道事業についてお伺い致します。今後の今年のかんばつの場合に非常に困つたのが飲料水の問題でありましたけれども、これは一日も早く本市の水道事業そのものがいわゆる水道網を一日も早く全市に布設するというのが最とも緊急時だところ考えます。当局として水道網が全市に水道網の完成する時期はいつ頃か、それについて説明して下さい。

市長～その件はちょうど水道課長居ますので水道課長に大体現在の水道の計画を説明させます。

水道課長～私の方から御説明申し上げます。

市長の施政方針にもございますように今年度は新しい5号線地域の9ヶ部落ですか。そこへその今から政府の認可を得て、起債の認可をえて5号線一帯の給水水道事業工事を施工して行きたいと思つていますが、現在普天間から1号線沿い大船名までそれから真栄原、佐真下それから5号線大船名の1部それで今年度の計画これはどうしても工事を施工する場合には今まで通り2ヶ年位の継続事業ということになると思います。それで今年度早くして3月、4月頃までにその計画の認可をうることになれば65年度の工事が施工されることになりませんが、それが完備されますと、大体市内においては、1号線、5号線

30号線、34号線の水道工事がほぼ完成されると云うことになると思います。

19番～65年度ですか。

水道課長～65年度。

19番～只今の水道課長の御説明によりますと、65年度までには、幹線が完成されるということを知りて喜んでおります。65年度とは云わずにもつと極力早くなるよう御協力下さいませよう御要望申し上げます。次に移ります。本市の西海岸一帯には相当量のわく水が流されておりますけれども、このわく水の量について、何らかの構想、或は計画でもございましたら、御説明願います。

市長～先きも申し上げました様に、いざ自己水源でやると云うことになるという、これを一ヶ所に集めて、そして市の一番高い所まで押し上げて利用したいというふうにご思っておりますが、この計画は今の所まだ具体化されておらないんです。

19番～私が聞かんとする所は、これはあくまでも水道事業をするというふうな考え方がないんです、と申しますのは、本市がそういったような自己水源による給水をするといったような考え方も人口のほう張かこれこれを考慮に入れた場合に果してわく水だけで本市のいわゆる水道事業自体がなり立つかどうか、そこに一つの疑問を持つのであります。そういった問題からしまして当然そういった自己水源による給水ということになつた場合は他に水源を求めるべきじゃないか、そういった様な考えを御持っております。そういった面について現在あるものを又他の方法はないものかといった様な意味でございます。

市長～飲料以外に水の使用ということになると、あの~~お水~~用水ともう一つは色々工場において使われ水になつて来るんじゃないかと思ひますが、~~お水~~用水としてはどうしてもこの農耕地は最もその~~お水~~に必要なのは5号線づつありますので、配管からこれを仕上げて~~お水~~用水は地下水を当てた方がいじやないかご思つていますが、一号線沿いの泉はあそこ計画が立てばその水を利用しての工場当りが誘致するんじゃないかと考えている訳であります。

19番～かん拓事業が云々されているとき、前途に非常に明るさを見だしたような感じをいだけております。一月も早くそのかん拓の実現をきして努力して下さい、と同時に私が申し上げるのもあれだけの水源を持つておることば、工場敷地として、当然工場誘致については、好条件であるという意味あいでこの問題を出した訳です。以上。

10番～水道課長におたずね致します。自己水源を取つてするのと、水道公社か

30号線、34号線の水道工事がほぼ完成されると云うことになると思います。

19番～65年度ですか。

水道課長～65年度。

19番～只今の水道課長の御説明によりますと、65年度までには、幹線が完成されるということを書いて喜んでおります。65年度とは云わずにもつと極力早くなるよう御協力下さいませよう御要望申し上げます。次に移ります。本市の西海岸一帯には相当量のわく水が流されておりますけれども、このわく水の量について、何らかの構想、或は計画でもございましたら、御説明願います。

市長～先きも申し上げました様に、いざ自己水源でやると云うことになるという、これを一ヶ所に集めて、そして市の一番高い所まで押し上げて利用したいというふうにご思っておりますが、この計画は今の所まだ具体化されておらないんです。

19番～私が聞かんとする所は、これはあくまでも水道事業をするというふうな考え方じゃないんです。と申しますのは、本市がそういつたような自己水源による給水をするというふうな考え方も人口のほう張かこれこれを考慮に入れた場合に果してわく水だけで本市のいわゆる水道事業自体がなり立つかどうか、そこに一つの疑問を持つのであります。そういつた問題からしまして当然そういつた自己水源による給水ということになった場合は他に水源を求めべきじゃないか。そういつた様な考えを持っております。そういつた面について現在あるものを又他の方法はないものかといつた様な意味でございます。

市長～飲料以外に水の使用ということになると、あの~~水~~用水ともう一つは色々工場において使われ水になつて来るんじゃないかと思つてますが、~~水~~用水としてはどうしてもこの農耕地は最もその~~水~~に必要なのは5号線づ帯にありますので、配管からこれを仕上げて~~水~~用水は地下水を当てた方がいいんじゃないかと思つていますが、一号線沿いの泉はあそこの計画が立てばその水を利用しての工場当りが誘致するんじゃないかと考えている訳であります。

19番～かん拓事業が云々されているとき、前途に非常に明るさを見だしたような感じをいできております。一日も早くそのかん拓の実現をきして努力して下さい。と同時に私が申し上げるのもあれだけの水源を持つておることは、工場敷地として、当然工場誘致については、好条件であるという意味あいでの問題を出した訳です。以上。

10番～水道課長におたずね致します。自己水源を取つてするのと、水道公社か

ら買うのと料金はどちらが安くつくと思われませんか。

水道課長～これは当初普天間地域、喜友名の水源地から水道を計画された場合に結局現在の1000ガロン \$0,2194もうこれは、道庁がやつた場合には100ガロン高く付くという水道の原価であります。それで4～50万の投資をしてそれだけの自水源地でやると云うことになると、どうしてもその原価においては、水道公社の水より高くなると云うことは、これは推定は付けられません。

10番～これはなる程工事を工事金を高くかけるものでありますので、当分は高いと思うのだが大体10年後ぐらいにすれば、やつばしいつても今の料金よりは高いという様な計算が出る訳ですか。

水道課長～これは当初の計算でございまして、やつばり20年～30年と長い期間を計算して行つた場合にはそれだけ原価においては、安くなるという事は考えられます。

4番～本時においても、第一次産業は他の第2次、第3次産業に較べると非常に上つて半減しているの半減以下は所得しか予想出来な程引上げられた現在において、どう云つた様な方法でなされるか、この間の課長さん御親明聞きましたが、この表を見た場合に半減した所の所得しか予想出来ないと云うようなことになると農家の所得そのものについて相当関心を持たなくちゃいかないということになります。それについてどういふ様な方法で課されるか、それについてもう一課長さんにご説明願います。

経済課長～ここに出してあります所のかんばつのは被害調査は、6月1日現在において想定した額でございまして、それで、これは今後の状況に又よりましては、この被害の額そのものが被害率と云うものは、大いに又つて行くものでありまして、必ずしも固定化するものやないという事は先き前に説明申し上げました通りであります。幸いにある程度の雨量は降りましてまだ充分ではないですが、作物に対する適量の雨量は得られましたので、今後はそれに対して、適切なる被害管理をすることによつて、大分その被害を制限することが出来るというふうに考えております。それでキジの場合であります。一番作物面が取りかえしが可能なのは先ずキジにおいて、一番可能性が有ります。それからイモ、水稲、大芋、タバコ、等々に至りましては、これは現在ある作物についての回復、或は被害の低減という事は考えられません。これはそのままの被害がづつと続く訳であります。しかし、キジの場合はまだ成長期でありまして、これから適切なる被害管理をすることによつて充分この被害を低減することが出来るかと、或は2割にちじめることも可能である訳であります。それで方法

ら買うのと料金はどちらが安くつくと思われませんか。

水道課長～これは当初普天間地域、喜友名の水源から水道を計画された場合に結局現在の1000ガロン\$0,2194もよほど、宜野湾市がやつた場合には1トン7モウ高く付くという水道の原価であります。それで4～50万の投資をしてそれだけの自水源でやると云うことになる、どうしてもその原価においては、水道公社の水より高くなる、と云うことは、これは推定は付けられます。

10番～これはなる程工事を工事金を高くかけるものでありますので、当分は高いと思うんだが大体10年後ぐらいになれば、やつばしいつても今の料金よりは高いという様な計算が出る訳ですか。

水道課長～これは当初の計算でございまして、やつぱり20年～30年と長い期間を計算して行つた場合にはそれだけ原価においては、安くなる、と云うことは考えられます。

4番～平時においても、第一次産業は他の第2次、第3次産業に較べると非常によわいと特に今年度においては、第一次産業の所得がかんばつによつて半減していると半分以下の所得しか予想出来ないといつた様な現在において只そのまま否定或は又この所得をある程度引き上げるためには、どう云つた様な方法でなさるか、この間の課長さんの御説明聞きましたが、この表を見た場合に半減した所の所得しか予想出来ない、と云うようなことになると農家の所得そのものについて相当関心を持たなくちやいかないということになります、それについてどういふ様な方策で望まれるか、それについてもう一回課長さんにご説明願います。

経済課長～ここに出してあります所のかんばつの被害調査は、6月1日現在において想定した額でございまして、それで、これは今後の向うの状況によりましては、この被害の額そのもの被害率と云うものは、大いに又つて行くものでありまして、必ずしも固定化するもんじやない、と云うことは先き前にご説明申し上げました通りでありまして、幸いにある程度の雨が降りましたのでまだ充分ではないですが、作物に対する適量の雨量は得られましたので、今後はそれに対しまして、適切な被害管理をすることによつて、大分その被害を制限することが出来る、と云うふうに考えております。それでキジの場合であります、一番作物面積が多く取りかえしが可能なのは先ずキジにおいて、一番可能性があります。それからイモ、水稻、大ず、タバコ、せさいに至りましては、これは現在ある作物についての回復、或は被害の低減、と云うことは考えられません。これはそのままの被害がつつと続く訳であります。しかし、キジの場合はまだ成長期でありまして、これから適切な被害管理をすることによつて充分この被害を低減することが出来る、と、或は2畝にちじめることも可能である訳であります。それで方法

としましては適切なる被害管理と病害ちゆうの防除と云うことにな
ります。それでさし当りキジにおきましては、チツ葉分の七割を早く
早目に見出しえとして施しまして、そしてそれにいきおいついた場
合にその後の病害ちゆう、防除並に適切なる何を施すならば、天候も
尚今後適度の雨が降るとするならば、収獲期に至りましては、2割程
度まで被害を低減出来ると私達は見ております。それで、これから
適切なる被害管理を大いに指導して行きたいと思つております。

18番～先き程伊佐浜或は宇池酒の改修工事についての答弁がございましてが
ずつと以前からのかん拓業について現場の視察とか、議会においても
なされたし、当局においてもなされたと思いますが、その場合に今ま
での統一した見解としては、市の財源では、とうてい不可能だと、い
わゆる埋土が余りにも深いと云うことで問題になつておりますが、幸
いにそこで、サキ間塚氏と、ハワイにおります所の村の方々がおりま
すので話し合をしたいとのことであるが、出来れば市直管でし業或
がよいと云う御明でありますが、現状においては、かん拓事市直管
又工場の誘致などと云うものがあるが、それにして市長として市直管
でされるということと、いわゆるこういつた様な方々に依頼して何ん
でかの方法で早くするとかん拓事業を進めるといふ様な方策ですか。

市長～先き市の直管ということとを申し上げましたが、いわゆる事業認可を受
けるものは、市としてやると、個人の事業者の名義で認可させるんじ
やなしに、市でもつて認可を受けて、その仕事そのものは、今おしや
るよなばく大な資金もかかるので、これを請負契約といわゆるかん
拓した広くなつた土地を歩合制度で分けるといふふうな方法で出来
ると思ひます。それについては一応は坊間さんにも意向をうかがいで
あるし、ある程度これをも少し具体的に話して行つて、そしていざ
この程度ならばいいんじゃないかと思ふ場合に、さき間さんにもお
りしてその契約も結びたいと、まあ一応事業の認可は市がやるとい
ふように認可を受けたいといふふうな思つております。

18番～あつちこつちでかん拓事業とか、公有水循環立、特に側としては、い
と溝町にありました所の個人でかん拓するんだと、或は公有水面も
立てるんだと云うこともありますが、いわゆる市で認可を受けてそ
の促進の方法としては諸君かと思つておりますが、時宜にない様方
法で早目にこのかん拓事業に着手してもらふように御要望致します。
次に水道工事についてお聞きします。先き程課長の説明では、65年
度において全市的な給水が出来る様に進めると云うこととありまし
が、65年度というのは暦年でありませうか、予算年度の65年
か。

水道課長～予算年度であります。

としましては適切な被害管理と病害虫の防除と云うことになり
ます。それでさし当りキジにおきましては、手ツ繁分の七料を早く
早目に見出しえとして施しまして、そしてそれにいきおいづいた場
合にその後の病害虫の防除並に適切な何を施すならば、天候も
尚今後適度の雨が降るとするならば、収穫期に至りましては、2割程
度までの被害を低減出来ると私達は見ております。それで、これから
適切な被害管理を大いに指導して行きたいと思っております。

18番～先き程伊佐浜或は宇地泊の改修工事についての答弁がございましたが
ずつと以前からのかん拓事業について現場視察とか、議会においても
なされたし、当局においてもなされたと思いますが、その場合に今ま
での統一した見解としては、市の財源では、とうてい不可能だと、い
わゆる埋土が余りにも深いと云うことで問題になっておりますが、幸
いにそこに、サキ間氏と、ハワイにおります所の村の方々がおりま
すので話し合をしたいとのことであるが、出来れば市直営でした方
がいいと云う御説明であります。現状においては、かん拓事業或は
又工場の誘致などと云うものがあるが、それにして市長として市直
営でされるということ、いわゆるこういつた様な方々に依頼して何ん
らかの方法で早くするとかん拓事業を進めるといふんですか。それが
いい方策ですか。

市長～先き市の直営ということをお願いしましたが、いわゆる事業認可を受
けるものは、市としてやると、個人の事業者の名義で認可させるんじ
やなしに、市でもつて認可を受けて、その仕事そのものは、今おしや
るようにはく大な資金もかかるので、これを請負契約といわゆるかん
拓した広くなつた土地を歩合制度で分けるというふうな方法で出来る
と思ひます。それについては一応はサキ間さんにも意向をうかがひして
あるし、ある程度これをもう少し具体的に話して行つて、そしていざ
この程度ならばいいんじゃないかと思ひます。サキ間さんにもお諮
りしてその契約も結びたいと、まあ一応事業の認可は市がやるとい
うふうに認可を受けたいといふふうな思ひつております。

18番～あつちこつちでかん拓事業とか、公有水面埋立、特に例としては、い
と満町にありました所の個人でかん拓するんだと、或は公有水面も埋
立てるんだと云うこともありますが、いわゆる市で認可を受けてそ
の促進の方法としては諮るかと思ひつておりますが、時宜にない様な方
法で早目にこのかん拓事業に着手してもらふように御要望致します。
次に水道工事についてお聞きします。先き程課長の説明では、65年
度において全市的な給水が出来る様に進めると云うことでありま
したが、65年度というのは歴年でありますが、予算年度の65年
か。

水道課長～予算年度であります。

18番～それは65年度において、これから轉想であるか、実際にいわゆる検査計をして、65年度には是非とも完成させたいといつた様な計画がなされつつあるのか、今更立てるといふことになるのか。

水道課長～これは今から計画を立てると云うことであります。

18番～今から計画をして65年度にはその全市的給水が出来るというふうなことですか。特に5号線一帯の方は水に困つておられますので、今の御答に答弁して65年度目標にして、全市的給水が出来るといふ御答を望みます。次に行政区域の問題であります。先きの議会で答申をえたと答申内容が市当局から提案された所が、内務局は、いく分違つた所もあつたかと思つておられます。そこ突如行なはれるに、結果一応は執行部としてのものであるかと思つておられます。答申の結果、一応は執行部としてのものであるか、或は答申通りか、打ち切られたか、合意をどうしてか、それについて、

市長～先きも申し上げましたが、一応答申をえたある区區を基本として修正した場合によつては、いく分修正をせざるを得ない所が出て来るんじゃないかと思つております。

18番～私が聞きするのは、その答申によつて、それからのり込んで行つて説明をして施行するんだと云うんじゃないかと、実際に議会の答申した案と市当局の出した案と、やはり市当局が執行に當つて、どうも執行出来ないといふ様な所がなかつたかどうか、直ぐのり込んでいつて説明すると云ふこととよくして、地域によつて、答申の内容と市当局の考へている内容とが、どうもかけ離れておるといつた所をですか見出しなかつたかどうか。

市長～市の原案から議会において色々検討して修正をされて戻つた所はありますが、いざ當つて見ると、かえつて市民が市の原案を好むような所が出てくるかも知らんと云ふことは云われるんですが、そういう点は一応當つて見ないとつきりはお答えは出来ないのであります。

18番～答申の内容と、市の執行に移す場合においての実際面の問題と、いくらか若干違う所があると云うふうには解していい訳ですか。次に軍用地料についてであります。今度契約の更新といふことで7月1日からは新しく5ヶ年更新に基づく所の地料が支払いされるというふうなことになると思いますが、地料の更新に対しては、特に評価員ですか、政府のそれから何らかの資料が求められたかどうか。

市長～今度の地料の更新については、今政府でもつて、そのいわゆる委員を作つて、そしてこちら側の資料として、いわゆる一番もんでいるのは軍の等級段階と民のものを出来るだけ一つにしたいということを民側

18番～それは65年度において、これから構想であるか、実際にいわゆる検討をして、65年度には是非とも完成させたいといった様な計画がなされつつあるのか、今更立てるといふことになるのか。

水道課長～これは今から計画を立てると云うことであります。

18番～今から計画をして65年度にはその全市的な給水が出来るというふうなことでですか。特に5号線一帯の方は水に困っておりますので、今の答弁に応じて65年度を目標にして、全市的な給水が出来るように御要望申し上げます。次に行政区の問題ではありますが、先きの議会で答申はえたと答申の内容が市当局から提案された所の内容とは、いく分違つた所もあつたかと思つております。そこで実際に施行するには、一応は執行部としての案もあるかと思つておりますが、答申の結果によつて検討されたことがあるか、或は答申通りですか。打ち切つた場合においてどうしてもうまく行かないといふ所のそれは見受けられたかどうか。それについて、

市長～先きも申し上げましたが、一応答申をえたあの区^域を基本として接衝した場合によつては、いく分かの修正をせざるをえない所が出て来るんじゃないかと思つております。

18番～私がお聞きするのは、その答申によつて、それからのり込んで行つて説明をして施行するんだと云うんじゃないに、実際に議会の答申した案と市当局の出したその案と、やはり市当局が執行に當つて、どうも行かないといふ様な所がなかつたかどうか、直々のり込んでいつて説納すると云うことじやなくして、地域によつて、答申の内容と市当局の考へている内容とが、どうもかけ離れておるといふ所をですか見出しなかつたかどうか。

市長～市の原案から議会において色々検討して修正をされて変つた所はありますが、いざ當つて見ると、かえつて住民が市の原案を好むような所^が出てくるかも知らんと云うことは云われる訳ですが、そういう点は一応當つて見ないとばかりはお答えは出来ないのであります。

18番～答申の内容と、市の執行に移す場合における實際面の問題と、いくらか若干か遠う所があると云うふうに解していい訳ですか。次に軍用地料についてであります。今度契約の更新ということで7月1日から新しく5ヶ年更新に基づく所の地料が支払われるというふうなことになつていますが、地料の更新に対して特に評価員ですか、政府のそれから何らかの資料が求められたかどうか。

市長～今度の地料の更新については、今政府でもつて、そのいわゆる委員を作つて、そしてこちら側の資料として、いわゆる一番もんでいるのは軍の等級段階と民のものを出来るだけ一つにしたいといふことを民側

では云つてゐるんだが、それは軍もいゝんだが、しかしどこまでも今軍が取つてゐる段階をその額を横すべりをして、民の等級の所にはめるところなれば、いわゆる軍の取つてゐるものを段階をたとえ分けるにしても、現在やつてゐる所の段階を横すべりして民のものに合わす訳です、額においては、かわりはないとそうなる例を、コザのゲートを入つてからコザのすぐゲートの外の方に宅地の人があつたと民の一等がすぐ並びにあります、ゲート内はもとの宅地の3等か、4等かの何んであるならば、1等の額に額を引き上げてなしに、現在の額を民のものに等級をはめるんだから、今まで2等、3等にあつたものも、或はコザならば、段階が10段階、建ておつた、8か9ぐらいの所に落ちて降りの土地は1等と、すぐ隣りは9等というふうにならぬと、非常におかしな嗜好になるので、それも問題だといふので、今もめてゐる訳であります、法務局としても、まだこれをはつきりした態度は打ち出してないという所までは、聞いておられますが、その評価額については、又前よりはいくらか上がるようにしたいとは云つておられますけれども、この額の決定については、まだ話し合ひがつけられておらんと云うことは聞いております。

18番～その場合に市町村において資料の提出が求められなかつたかどうか。

市長～今度の新しい契約でもつて、各市町村は何段階にした方がいいか、そしてその段階は、どう云うふうにした方がいいかと、云う恩料を求められて、それも出してあります。

18番～軍用地と同放地と2つに分けられると思ひますが、軍用地の場合も今度地料の更新特に開放地といふゆる現在使属してゐる所も借賃法定法に基づきまして5段階だつたと思つております、当時の議会でもその問題ありましたが、5段階にすると、あんまりはばが小さいんだと、そこで当市の場合は一応は12段階、或は15段階と云つたやうな作りかえた方がいいんじゃないかと云うふうなこともあつたかと聞いておりますが、その点についても何らかの指示がなかつたかどうか。

市長～資料も求められ、又こちらからも報告してあります、あの資料の方は武島くんの所にありますから、どの辺が何段階にして、どの辺が何等の地域に取つてゐる資料別にしてあります。

18番～じや後でお願ひします、それから地料の更新、軍用地料の更新について聞く所によりますと、現在の地料よりは、安くなる所もあるというふう聞いておりますので、その面も早く若しなんだか方法で資料が求められるんだつたらと、その方法も御努力願ひしたいと思つております。

市長～はく達はD、Eの調査部長と中部地区としても懇談会を持ちましたけれども、現在よりは安くはしないと云うことは云つております。

では云つているのだが、それは軍もいいのだが、しかしどこまでも今軍が取つている段階をその額を横すべりをして、民の等級の所にはめるところなれば、いわゆる軍の取つているものを段階をたとえ分けるにしても、現在やつている所の段階を横すべりして民のものに合わす訳です。額においては、かわりはないとそうなる。例えば、コザのゲートを入つてからにコザのすやゲートの外の方に宅地の人があつたと民の一等がすや並びにあります。ゲート内はもとの宅地の3等か、4等かの何んであるならば、1等の額に額を引き上げるんでなしに、現在の額を民のものに等級をはめるんだから、今まで2等・3等とあつたものも、或はコザならば、段階が10段階越しておつた。8か9やうらいの所に落ちて行くと隣りの土地は一等と、すや隣りは9等というふうにもなると、非常におかしな格好になるので、それも問題だというんで、今もめている訳であります。法務局としても、まだこれをはつきりした態度は打ち出してないという所までは、聞いておりますが、その評価額については、又前よりはいくらか上がるようにしたいとは云つておりますけれども、この額の決定については、まだ話し合ひがつけられておらんと云うことは聞いております。

18番～その場合に市町村において資料の提出が求められなかつたかどうか。

市長～今度の新しい契約でもつて、各市町村は何段階にした方がいいか、そしてその段階は、どう云うふうにした方がいいかと、云う思料を求められて、それも出してあります。

18番～軍用地と開放地と2つに分けられると思いますが、軍用地の場合も今度地料の更新特に開放地いわゆる現在使用している所も借賃安定法に基づきまして5段階だつたと思つております。当時の議会でもその問題ありましたが、5段階にすると、あんまりもはばが小さいんだと、そこで当市の場合は一応は12段階、或は15段階と云つたような作りかえた方がいいんじゃないかと云うふうなこともあつたかと聞いておりますが、その点についても何らかの指示がなかつたかどうか。

市長～資料も求められ、又こちらからも報告してあります。あの資料の方は武島くんの所にありますから、どの辺が何段階にして、どの辺が何等の地域に取つている資料別にしてあります。

18番～じや後でお願いします。それから地料の更新、軍用地料の更新について聞く所によりますと、現在の地料よりは、安くなる所もあるというふうに聞いておりますので、その面も早く若しなんだかの方法で資料が求められるんだつたらとその方法も御努力願いたいと思つております。

市長～ばく達はり、イの調査部長と中部地区としても懇談会を持ちましたけれども、現在よりは安くはしないと云うことは云つております。

18番～資料が来るまで次もう一つ郡納の件であります。現在市内に居住するものを別として、世帯々の場合においてのですか、対策が如何なる方法でされておるか、以前からつかえされる例が相当数に登ると、それは所在不明だということでありまして、その場合にどう云う方法でその所在をつきとめるか、それから調査の方法を講じておるか、市内に居住するものは別として、いわゆる他村に出たり所在不明が相当おるといふように聞いております。この場合の対策如何なる方法でなされているか。

市長～資料が来ておりますので、ちよつと待つて下さい。

18番～資料が何んであれば、後で配布してもらうようにお願いいたします。只お聞きたいのは、固定資産税とか、云つたのは以前の所有者が移つた場合において、果してそれに課税して後取可能かどうかと云つた問題ですか。或は市民税と云つたもので本人がここを疑つていないということになると如何なる方法で取れるか、その辺が疑問になつて来ますので、問題は市以外にいつてしまつて行方不明と云うようなものが相当あると思ひますが、その面も調査されて出来る限り早目に対策を立てるよう御要請申し上げます。次にもう一点かん拓事業であります。伊佐浜、或は宇地浦と大なる公有水面になります。その場合にもいづれも検討をいたしました。市の財源では、とうてい不可能じやないかと云つた様を見解も得ましたのでいい結果も、いい資料も得たかと思つておりますので、早目に公有水面整理、或は又工場の誘致なども努力されまして、早くそれが実現されるように御努力をお願いしておきます。以上であります。

5番～今までみみのたい質問を続けて来ましたが、当届がみみのたい質問をしておりましたが、今日は軟い質問を致します。今先の議員の質問にもおりましたが、ハワイのさきま議員と市長は、何圖かお話し合いを持たれたことと思ひますが、その知つての範囲内で市長にお伺い致します。市長は、ハワイのさき間氏と今まで話し合いを持たれて知つたこと、或は受けた印紙でも良いですが、45万坪と云われておる伊佐浜のかん拓事業で、さき間さんは、その事業遂能力はあるとお考へてですか。

市長～さき間さんだけでなしに、あの事業は、ハワイのいわゆる二世の方々が主体になつて会社を作つて、社長はさき間さんだと云うふうになつておりますが、その背景にはやはりそれだけの手腕がおられるので可能だと私は思つております。

5番～この前の歓迎会の席上で割合の話も出ましたが、今後そういう面で又併符の機会があるかと思つて居ますが、もし宜野湾市とさき間さんとの話し合いにおいて、かん拓事業を完遂した後のいわゆる利益の

18番～資料が来るまで次もう一つ滞納の件ではありますが、現在市内に居住するものを別として、世帯々の場合においてのですか。対策が如何なる方法でされておるか。以前からつかえされる例が相当数に登ると、それは所在不明だということではありますが、その場合にどう云う方法でその所在をつきとめるか。それから調査の方法を講じておるか。市内に居住するものは別として、いわゆる他村に出たり所在不明が相当おるといふように聞いております。この場合の対策は如何なる方法でなされているか。

市長～資料が来ておりますので、ちよつと待つて下さい。

18番～資料が何んであれば、後で配布してもらうようにお願いします。只お聞きたいのは、固定資産税だとか、云つたのは以前の所有者が移つた場合において、果してそれに課税して徴収可能かどうかと云つた問題ですか。或は市民税と云つたものですか。その本人がここにいないということになると如何なる方法で取れるか。その辺が疑問になつて来ますので、問題は市以外にいつてしまつて行方不明と云うようなものが相当あると思ひますが、その面も調査されて出来る限り早目に対策を立てるよう御要望申し上げます。次にもう一点かん拓事業であります、伊佐浜、或は宇地泊と広大な公営水面になりますが、その場合にもいづれも検討をしましたが市の財源では、とうてい不可能じやないかと云つた様な見解も得ましたのでいい結果も、いい資料も得たかと思つておりますので、早目に公有水面埋立、或は又工場の誘致なども努力されて、早くそれが実現されるように御努力をお願いしておきます。以上であります。

5番～今までみみのいたひ質問を続けて来ましたが、当局がみみのいたひ質問をしておりましたが、今日は軟い質問を致します。今先の議員の質問にもありましたが、ハワイのさき間議員と市長は、何回かお話し合いを持たれたことと思ひますが、その知つている範囲内で市長にお伺ひ致します。市長は、ハワイのさき間氏と今まで話し合いを持たれて知つたこと、或は受けた印紙でも良いですが、45万坪と云われておる伊佐浜のかん拓事業で、さき間さんは、その事業完遂能力はあるとお考えですか。

市長～さき間さんだけでなしに、あの事業は、ハワイのいわゆる二世の方々が主体になつて会社を作つて、社長はさき間さんと云うふうになつておりますが、その中にはやはりそれだけの手がおられるので可能だと私は思うのであります。

5番～この前の歓迎会の席上で割合の話しも出ましたが、今後そういう面で又接衝の機会があるかと思ふんですが、もし宜野湾市とさき間さんとの話し合いにおいて、かん拓事業を完遂した後のいわゆる利益の

の配分ですか。その割合について、もし合意に達した場合には早目にこの事業を請負させようとする考えがありますか。

市長～あります。

5 番～その場合には、先程市長さんからの説明にもありました様に先ず計画それから、いわゆる認可手続ということになるはずと思うんですが、そういつた必要な諸手続に直ぐやつていくことを一応は、私達は期待してよろしゅうございませうか、それでは最近にない朗報だと私は思っております。その面に大いに今後接衝を続けられて、市民があつと驚くような問題を市長でやつて載きたいことを切に要望致します。

3 番～先きからかん拓の問題が出ておる訳ですが、崎間さんのおいでになつてから早急に出来るんじゃないかと云うような面でもクローズアップされた訳であります。その部分として崎間さんの技術面におきましても、かん拓だけという埋立というのが主体だと思つておりますが、市独自としても、市で埋立をしてそこに工場誘致をするとう云うウツの考えかも知れませんが、市として将来発展するとう面になり大きな観点がそこに港湾を持つこと、そう云うことになる訳であります。崎間さん自身としては、埋立ということになる訳であります。果してそこに港湾が出来るかどうか、こういう面も特に研究する必要があるんじゃないかと思つております。中部の市町村長会においても技術者を招いて、やるという御計画もあるようであります。その問題が早急に解決するという点に内地の方から港湾に対する或は埋立に対する技術者を招いてある程度のしん断をさせる必要はないかというところを考へる訳であります。単なる埋立だけであるか、或は港湾が出来ないかどうか、その面の必要が早急におきて来るかと思つて、調査してやろうと云う御意思は相当おありの様であります。その面には、相当しん断する必要があると云うことにならる訳であります。独自の立場で政府を通じてそう云う様な立派な導入をはかる意思が計画はまだ立てないと思つて、意思がおありかどうか。

市長～一応事業を始めるには、おつしやる通り先ず、どのぐらゐの経費そして土質を調べたり、港湾の将来港としての望みが期待されるかどうかということもしん断をして、必要だと思つて、それで、これをやるには、今おつしやる様に政府を通じて出来るだけ詳しい技術者をお願いして計画を進めたいと云う思ふのであります。

3 番～いや私が今質問しておる趣旨は、今中部市町村長会でも、そう云うものが計画があるようであります。それを待つと云うのは、いつになるかわからんが市独自として一つの都市計をしん断するというよ

うにして減程度の予算を計上してでも、早急に呼んでしん断させよ
うとか、そういうお考えがとおりかどうかと云う意味です。

市長～今の所中部の市町村会で出ているのは、いわゆる一般的な解しやく
は、耕地を広めると云うふうな土地を広めると云うふうなまでのね
らいであつて、濬濟とか、或は都計に結ぶようなこの提立ては、あ
れとはいく部分か違うので、市の独自としても、これは是非やらね
やならん所が出て来るところ思うのであります。

3 番～先きに予算のプリントが先き配れておるようでありましたが、その中
の市税の方で当初予算額が \$ 78,760 に対して、途中で更正し
まして、\$ 89,135 になつておる訳であります。それが調定
額において \$ 135,766,62 とおつておりますが、この調定
額の決定した確定した月日ですか。いつごろこの調定額が確定した
もんであるかどうか、これは更正額の \$ 89,000 に対して、\$ 135,0
00 調定決定額がなされておつて、どうして予算更正が出来なかつた
かどうか、その点お聞かせ願います。繰越金の所ですか。これは繰越
事業費の所でお出の所をくらんになればおわかりになります。これ
が漏れております。と云ますのは、\$ 26,743 と云ふ繰越 8 款の繰越
の中に、繰越調定の中に入る訳です。又取入額の中にも入る訳にな
ります。それで合せますと \$ 37,970,85 ですか。一番下のですか。\$
265,477,98 ですか。取入額の方にも、繰越の取入額ですか、それもやは
り調定と同じようになりますから、\$ 37,970,85 ですか、に訂正して
下さい。それで取入の合計が \$ 20,0715,44 に訂正して下さい。予算
対のパーセンテージですか、86,28% 調定対が 75,65% \$ 56,5477
98 ですか、それに才出の場合にですか。それ予算からすぐ差引いてい
るような何が書いてありますが、才入から才出を差引いたのが、残
になる訳であります。これもミスであります。それで取入が下の方
に一つ欄を設けてお作りになつて下さい。

財政課長～実際入る見通しはつきりしたものがあつて初めて更正されるも
んだと私は思つておりますが、調定でありますので、

3 番～本年度内で徴収出来る可能性のものが来期分までありますか。

財政課長～全部出来るものと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前 11 時 57 分)

議長～再開致します。(午前 11 時 59 分)

4 番～市内には、次々と新しい事業が増えつつありますが、そこで電話の
需要も急激に増えまして、最近においては全々その電話の需用がみ
たしきれないと云つた様な状態だと私聞いております。そこで 1 ケ

うにして或程度の予算を計上してでも、早急に呼んでしん断させようとか、そういうお考えがとおりかどうかと云う意味です。

市長～今の所中部の市町村会で出ているのは、いわゆる一般的な解しやくは、耕地を広めると云うような土地を広めると云うふうなまでのねらいであつて、港湾とか、或は都計に結ぶようなこの埋立ては、あれとはいく部分か違ふので、市の独自としても、これは是非やらねやならん所が出て来るところ思うのであります。

3 番～先きに予算のプリントが先き配れておるようでありましたが、その中の市税の方で当初予算額が\$78,760に対して、途中で更正しまして、\$89,135になつておる訳であります。それが調定額において\$135,766,62となつておりますが、この調定額の決定した額定した月日ですか。いつごろこの調定額が額定したもんであるかどうか、これは更正額の\$89,000に対して、\$135,000調定決定額がなされておつて、どうして予算更正が出来なかつたかどうか、その点お聞かせ願います。繰越金の所ですか。これは繰越事業費の所でお出の所をならんになればおわかりになります。これが漏れております。と云ふのは、\$26,743と云ふの繰越8款の繰越の中に、繰越調定の中に入る訳です。又収入額の中にも入る訳になります。それで合せると\$37,970,85ですか。一番下ですか。\$265,477,98で。収入額の方にも、繰越の収入額ですか、それもやはり調定と同じようになりますから、\$37,970,85ですか、に訂正して下さい。それで収入の合計が\$20,0715,44に訂正して下さい。予算範対のパーセンテージですか。86,28%調定対が75,65%\$56,547798です。それに才出の場合にですか。それ予算からすぐ差引いていゝるような何か書いてありますが、才入から才出を差引いたのが、残になる訳であります。これもミスであります。それで収入が下の方に一つ欄を設けてお作りになつて下さい。

財政課長～実際入る見通しがはつきりしたものがあつて初めて更正されるもんだと私は思つておりますが、調定でありますので。

3 番～本年度内で徴収出来る可能性のものが採期分までありますか。

財政課長～全部出来るものと思つております。

議長～暫休致致します。(午前11時57分)

議長～再開致します。(午前11時59分)

4 番～市内には、次々と新しい事業が増えつつありますが、そこで電話の需要も急激に増えまして、最近においては全々その電話の需用がみだしきれないと云つた様な状態だと私聞いております。そこで1ヶ

年待たずして行きつまつているような状態でそれについてその打開策をお考えになつておりますか、或は大副名局の現状について御説明願います。

市長～大副名局の現状については、よく知つておりませんが、もし申込に需要に応ずるようなことの出来ないぐらいいでも遅しておれば、拡張線を増すことをお願いする外はないところと思います。

4番～局の或は又そう云つた電話施設の現状については、全々おわかりにならないですか。

市長～去年、大副名にまとめて線数をませば、需要をみたすことが出来るかと、それが一杯して申込みがまだ残されておるとすれば、拡張をしてもらうようお願いしたいと思つております。

4番～現在において、市内の電話の施設された数は、何件がそこはおわかり？。

市長～局に問い合すとわかると思ひます。

4番～市ではわかりませんか、それは、わかる必要はないですか。

市長～あるでしょう。

4番～行きつまつておりますので、早急に打開策を立てて需要に充分みたすような施設の改善を市当局で拮据してもらいたい、もう一点重要な問題でありますので、念をおしてお聞き致します。マスタープランの中の単位地域において市の意圖している施設の施設以外に施設がすでに設置された、例えば公園計画をした地域に対してですか公園以外の施設がですか、そこにないかどうか、現在は、或は又他に色々一単位地域をあるていど立てあつたんじゃないかと思ひますが、その単位地域においては市が意圖しておる事業ですか、例えば住宅地域においては住宅以外の施設がある、或は公園を作ると云つた様な地域において、或は貸し住宅があると云う場合は、それを立退させるとか、或は又、意圖している施設を施設する時に、相当困るんじゃないかと思ひますので、そういう事が現在においてはどうか、なければないで、あるならばどういつたのがあるか。

市長～その件については、課長さんが詳しいので、この点課長から説明させます。

建設課長～只今の物質間でございますが、都市の基本調査が去年行なわれておりますが、今年もそれに補足するつもりで、約一ヶ月ぐらいの予

年待たずして行きづまっているような状態でそれについてその打開策をお考えになつておりますか、或は大副名局の現状について御説明願います。

市長～大副名局の現状については、よく知つておりませんが、もし申込に需要に応ずるようなことの出来ないぐらいにでも達しておれば、拡張線を増すことを願うする筈ではないとこう思います。

4番～局の或は又そう云つた電話施設の現状については、全々おわかりにならないですか。

市長～去年、大副名にまとめて線数をませば、需要をみたすことが出来ると、それが一杯して申込みがまだ残されておるとすれば、拡張をしてもらうようお願いしたいと思つております。

4番～現在において、市内の電話の施設された数は、何件がそこはおわかり？。

市長～局に問い合すとわかると思ひます。

4番～市ではわかりませんか。それは、わかる必要はないですか。

市長～あるでしょう。

4番～行きづまつておりますので、早急に打開策を立てて需要に充分みたすような施設の改善を市当局で接衝してもらいたい。もう一点重要な問題でありますので、愈をおしてお聞き致します。マスタープランの中の単位地域において市の意図している施設の施設以外に施設がすでに設置された。例えば公園計画をした地域に対してですか公園以外の施設がですか。そこにないかどうか。現在は、或は又他に色々一単位地域をあるていど立ててあつたんじゃないかと思ひますが、その単位地域においては市が意図しておる事業ですか。例えば住居地域の所は住宅以外の施設がある。或は公園を作ると云つた様な地域において、或は貸し住宅があると云う場合は、それを立派にさせるとか、或は又、意図している施設を施設する時に、相当困るんじゃないかと思ひますので、そういう事が現在においてはどうか。なければないで、あるならばどういつたのがあるか。

市長～その件については、課長さんが詳しいので、この点課長から説明させます。

建設課長～只今の御質問でございますが、都市の基本調査が去年行なわれておりますが、今年もそれに補足するつもりで、約一ヶ月ぐらいの予

定で職員を派遣して、現場において調査させる予定でございます。これは全地域にわたつて、広範囲なものでございますので場合によつては施設内に不適当な建物が立つ場合もございますが、それについては、充分注意はしておりますが、尚7月以降調査する予定でございます。また、はつきりした不適当なものとうことはつかんでおりません。

4 番～お話しお聞きしてございますと、その意圖している施設ですか、例えば公園計画地域においてですか、他の施設が、例えば貸住宅があるかないかは、まだ調査しなくてはわかりませんか、現在においてそういう意圖していない施設がですか、今少々あるかどうか、そういう事はまだ調査しなければわからない訳ですか。

建設課長～今年度中に調査して、それに詳しく調べます。

4 番～じゃ早急にですか、調査して載いてそしてその地域に意圖していない施設、例えば公園計画をしている地域に貸住宅や或は又他の営業なんかやるとですか、後で市の計画ですか、どうなるかわからん様な状態になりかねないんじゃないかという事が懸念しておりますので、早急に調査して載いて後で又詳しい事をお知らせ願います

18 番～私有財産真栄原の旧学校敷地これは前で区画整理をして貸付けをするんだと云うことになっておりましたが、区画整理そのものが済んでおるかどうか。

建設課長～区画整理は、現在現況測量をした500分の1の図面に計画の道線~~を~~挿入しております。それでこの計画の道線が大まかに決りました場合にはその計画によつて大体の減歩負担をどれぐらいになるか、こ~~う~~云う算定まで持つて行きたいと思ひます。現在の所は、道線の計画のみに止つております。

18 番～旧学校敷地、区画整理をして100坪の単位だつたと思つておりますが、100坪の単位に区切つて貸付をするんだと云うことであつた~~か~~ましたが、区画整理そのものがです、済んでおるかと云うことであ

市長～区画整理は出来ておるんだが、工事の方は失業対策事業でやりつつある。

18 番～区画整理をして始めて貸付けしたと思んですが、しかし、区画整理そのものが、単なる企業によつて進めると云うふうなことであれば、従来の管理からして大変だと思ひます。そこで先程どなたからか質問がありましたが、あの辺の道路の整備が出来ていないと云うことは区画整理そのものの中の道路がです。整備がされてないんだと云うふうに解した場合においては、以前からの問題で区画整理

定で職員を派遣して、現場において調査させる予定でございます。これは全地域にわたって、広範囲なものでございますので場合によつては施設内に不適当な建物が立つ場合もございますが、それについては、充分注意はしておりますが、尚7月以降調査する予定でございます。まだ、はつきりした不適当なものとうことはつかんでおりません。

4 番～お話しお聞きしてはいますと、その意図している施設ですか、例えば公園計画地域においてですか。他の施設が、例えば貸住宅があるかないかは、まだ調査しなくてはわかりませんか。現在においてそういう意図していない施設がですか。今少々あるかどうか。そういう事はまだ調査しなければわからない訳ですか。

建設課長～今年度中に調査して、それに詳しく調べます。

4 番～じや早急にですか、調査して載いてそしてその地域に意図していない施設、例えば公園計画をしている地域に貸住宅や或は又他の営業なんかやるとですか。後で市の計画ですか、どうなるかわからん様な状態になりかねないんじゃないかという事が懸念しておりますので、早急に調査して載いて後で又詳しい事をお知らせ願います

18番～私有財産真栄原の旧学校敷地これは前で区画整理をして貸付けをするんだと云うことになっておりましたが、区画整理そのものが済んでおるかどうか。

建設課長～区画整理は、現在現況測量をした500分の1の図面に計画の道線押入しております。それでこの計画の道線が大まかに決りました場合にはその計画によつて大体の減歩負担をどれぐらいになるか、こう云う算定まで持つて行きたいと思ひます。現在の所は、道線の計画のみに止つております。

18番～旧学校敷地、区画整理をして100坪の単位だつたと思つておりますが、100坪の単位に区切つて貸付をするんだと云うことでありますが、区画整理そのものがです。済んでおるかとうことですか。

市長～区画整理は出来ておるんだが、工事の方は失業対策事業でやりつつある。

18番～区画整理をして始めて貸付けしたと思ひますが、しかし、区画整理そのものが、単なる企業によつて進めると云うふうなことであればです。従来の管理からして大変だと思ひます。そこで先程どなたからか質問がありました、あの辺の道路の整備が出来ていないと云うことは区画整理そのものの中の道路がです。整理がされてないんだと云うふうに解した場合においては、以前からの問題で区画整理

をすると云うことはですか、道路そのものも附帯して整備すると云うことにもあつたかと思ひますので、その辺も早目に整備をされてくる字にならない様にはですか、区画整理や測量は今年度でもつて出来れば今年度でもつて努力してもらふようお願い致します。もう一つ先にどの方がありましたが、市内においてのツブレ地ですか、ツブレ地において課税されているかとの質問がありましたが、それは実際されておるかどうか。

財政課長～非常に大きな広範囲にわたるその問題でありますので、今度の土地測量が充分なされてからですか、つぶれた坪数も、はつきり出してですか、やろうと云うふうな考えであります。中にこの課税等は普通天開地或は新城等は、これは何パーセントの抵当だと云うふうになつておりますので、それだけ分引かれて課税はされております。

18番～これから土地測量もされておるのでその整理によつて課税の対象にするんだと云うようなことですか。現在までは、道路でない道路ですか。戦後の道路に全部課されていることになるのか。

財政課長～はつきり坪数がわかつておる所は除かれております。だがわからない所はそのままになつております。

18番～一般の方では、道路だから賦課税の対象になるだろうと云うしかわからないかと思つております。しかしながら市においてですか、当然執行者として賦課税の対象になる道路、道路と云うのは賦課税の対象になるんだと云うことであれば、その辺の固定資産の場合ですが、一応は何らかの方法で説明してもらふべきだと思つております。そういうふうなことを説明したことがあるかどうか。

財政課長～別にその大衆集つての所での話しではないんですが、来られてお調べになる場合はそういうふうな御説明は申し上げております。

18番～私が申し上げるのは、色んな区長会とか、或は手取り早やく指導の方法で市税申告はある程度部落で指導して説明してやつておるんだということもありますし、区長さん方にもですか、固定資産の場合は現在道路につぶれている所は、一応免税賦課税の対象になるんだと云うこともですか、一問もないかどうか、そういつたことが、

財政課長～一度は区長会の場合にも話し合いを申し上げたことだと覚えておりますが、

18番～じゃ、いいです。これから実際に法でもありますが、こういう道路につぶれた所は、賦課税の対象になるんだということでもありますので、その場合に分る所は賦課税にしてもらうかどうか、その処置を

をすると云うことはですか、道路そのものも附帯して整理すると云うことにもあつたかと思ひますので、その辺も早目に整理をされてくる字にならない様にですか、区画整理や測量は今年度でもつて出来れば今年度でもつて努力してもらふようお願い致します。もう一つ先にどの方がありましたが、市内においてのツブレ地ですか、ツブレ地において課税されているかとの質問がありましたが、それは實際されておるかどうか、

財政課長～非常に大きな広範囲にわたるその問題でありますので、今度の土地測量が充分なされてからですか。つぶれた坪数も、はつきり出してですか、やろうと云うふうな考へてあります。中にこの課税等は普通間開放地或は新城等は、これは何パーセンの抵当だと云うふうになつておりますので、それだけ分引かれて課税はされております。

18番～これから土地測量もされておるのでその整理によつて課税の対象にするんだと云うふうなことですか。現在までは、道路でない道路ですか。戦後の道路に全部課されていることになるのか、

財政課長～はつきり坪数がわかつておる所は除かれております。だがわからない所はそのままになつております。

18番～一般の方では、道路だから賦課税の対象になるだろうと云うしかわからないかと思つております。しかしながら市においてですか、当然執行者として賦課税に对象になる道路、道路と云うのは賦課税の対象になるんだと云うことであれば、その辺の固定資産の場合ですか。一応は何かの方法で説明してもらふべきだと思つております。そういうふうなことを説明したことがあるかどうか。

財政課長～別にその大衆集つての所での話してはないんですが、来られてお調べになる場合はそういうふうな御説明は申し上げております。

18番～私が申し上げるのは、色々な区長会とか、或は手取り早やく指導の方法で市税申告はある程度部落で指導して説明してやつておるんだということもありますし、区長さん方にもですか、固定資産の場合には現在道路につぶれている所は、一応免税賦課税の対象になるんだと云うこともですか。一回もないかどうか、そういうことが、

財政課長～一度は区長会の場合にも話し合いを申し上げたことだと覚えておりますが、

18番～じゃ、いいです。これから実際に法でもありますが、こういう道路につぶれた所は、賦課税の対象になるんだということでもありますので、その場合に分る所は賦課税にしてもらふかどうか、その処置を

取つてもらうかどうか、

財政課長～出来るだけそういうふうにやりつつあるんです。

18番～次にもう一つ都市事業にもありますが、一応~~基~~園ですか、~~基~~地計画、~~基~~地計画は、幅みのたねになります、幸いに今度愛知の付近で約50~~基~~そこだの~~基~~地を一ヶ所に集めて作ると云うふうなことを聞かされております。そこで一早く都市計画の一環とする所の~~基~~園として、市でもつてその構想にのせるような計画がおありかどうか、もしそういう~~基~~園の計画が地元にあるとすると、それは市の計画にのせてもらうようにしてもらおうかどうか、意図がありますか。

市長～~~基~~地計画や或は火葬場については、先きに日本の建設省から、技師を迎えて助言を受けた場合にこれは一市町村としての計画よりは、隣町村一語になつて、その方がよからうと云う助言がありましたので、まだ、市内にどこを~~基~~地と云うふうな計画は取つてありませんが、今のお話しのようにもうすでに市内に終めても話し合いがついておることであれば、現地もみて更にその一帯を調査して、~~基~~地に適する所であれば、その向きにその土地の使用が行けるようにしたいと思つております。課長には話しはしてありますが、まだ現地は見えてない訳です。

18番～実際に50~~基~~ぐらい、約50~~基~~ぐらいだと思つておりますが、一ヶ所に計画がありますので、その場合に特に市でも~~基~~園の計画をしておりませんし、場所も或は地域も、或は又都市計画の中の~~基~~園の計画とも、調査はするかと思つておりますが、そういうことであれば、実際に調査をされて、絶好の機会だと思つておりますので、~~基~~園にのせるべくもし、のせなくても市の計画にマッチしなくても、一ヶ所に50~~基~~と云うことになる、それこそ~~基~~園ということになりますので、指導助言の方法を宜しく願ひ致します。実際その地元の話しによりますと幸いに市でもつて計画してもらつたら、それに~~基~~したことはないというふうな話しを聞いておりますので、その面は指示があるかと思ひますので、あつた場合においては、市の指導助言をお願いしたいと思ひます。

9番～あのつぶれ地の問題につきまして、道路になつておる所の借地料の問題であります、現在市内でまだあるかも知れませんが、ある地域において一部の人でもつて、道路の借地料を払つておると云うような現在であります、もしも区画整理が早く出来ないようであれば、こういう問題は市町村長会なり、議長会なりでもつて他の市町村にもこういう以前、畑とか、宅地であつた所が現在道路に使用されて一部の人達が小作料を払つてゐるとか云うような所が問題があるだろうと思ふんですが、そういう面の早期解決をしてもらいたいということをや要望致します。現在市内でもまだそういうつぶれ地に一部分の人で借

取つてもらふかどうか。

財政課長～出来るだけそういうふうによりつつあるんです。

18番～次にもう一つ都計事業にもありますが、一応園ですか、ほ地計画、ほ地計画は、荷みのたねになります、幸いに今度愛知の付近で約50ヶ所、そこだのほ地を一ヶ所に締めて作ると云うようなことを聞かされております。そこで一早く都計の一環とする所の園として、市でもつてその構想にのせるような計画がおありかどうか、もしそういう園の計画が地元にあるとすると、それは市の計画にのせてもらふようにしてもらふかどうか、意志がありますか。

市長～ほ地計画や或は火そう場については、先きに日本の建設省から、講師を迎えて助言を受けた場合にこれは一市町村としての計画よりは、隣村一帯になつて、その方がよかろうと云う助言がありましたので、まだ、市内にどこをほ地と云うような計画は取つてありませんが、只今のお話のようにもうすでに市内に締めても話し合いがついておることであれば、現地もみて更にその一帯を調査して、ほ地に適する所であれば、その向きにその土地の使用が行けるようにしたいと思つております。課長には話しはしてありますが、まだ現地は見えてない訳です。

18番～実際に50ヶ所ぐらい、約50ヶ所ぐらいだと思つておりますが、一ヶ所に計画がありますので、その場合に特に市でも園の計画をしておりますし、場所も或は地域も、或は又都市計画の中の園の計画とも、関連はするかと思つておりますが、そういうことであれば、実際に調査をされて、絶好の機会だと思つておりますので、けん道にのせるべくもし、のせなくても市の計画にマツチしなくても、一ヶ所に50ヶ所と云うことになる、それこそ園ということになりますので、指導助言の方法を宜しくお願い致します。実際その地元の話しによりますと幸いに市でもつて計画してもらふんだつたら、それに越したことは無いというふうな話しを聞いておりますので、その面は指示があるかと思つておりますので、あつた場合においては、市の指導助言をお願いしたいと思つております。

9番～あのつぶれ地の問題につきまして、道路になつておる所の借地料の問題であります、現在市内でまだあるかも知れませんが、ある地域においては一部の人でもつて、道路の借地料を払つておると云うような現在であります。もしも区画整理が早く出来ないようであれば、こういう問題は市町村長会なり、議長会なりでもつて他の市町村にもこういう以前、畑とか、宅地であつた所が現在道路に使用されて一部の人達が小作料を払つておるとか云うような所が問題があるだろうと思つておりますが、そういう面の早期解決をしてもらいたいということを要望致します。現在市内でもまだそういうつぶれ地に一部分の人で借

地料を払っていると思うような道路があるかと私は思います。又現在私の部落にもそういう所がありますので、そういう面の調査までして区画整理が早くなることによつて、そういうことは解決出来ると思いますが、今の通りで区画整理があまり早く出来ないようであれば、他の方法で解決してもらいたいことを要望致します。

12番～関連質問でございますが、このつぶれ地については、免税されている所もあれば、そのまま賦課されておるといふこともありますが、これは不公平とは思いませんか。

財政課長～特に野鶯の後原ですか、今普天間2区当りの非常に境界も所有者本人でさえどこであるか、わからないと云う様な所がある訳ですか。そゞがこがはつきりしておりませんので、それ賦課対象になつている所はそれはいけないと云うことは考えられます。

12番～そういう所は、一部でありまして、大体自分のつぶれておる土地は、わかると思ひますが、又市当局においても、これぐらゐの調査はしてしかるべきだと私考えております。先ず賦課しておる所もあれば、金賦課してある所もあると、云うことになるを当局としては、不公平な賦課をやつておるといふことには感じませんか。

財政課長～感じております。

12番～そうであれば、早急にこれを解決するためには、是非測量などして早目に公平な賦課をしてもらいたいと云うふうに要望致します。お願ひ致します。

議 長～一般質問終了です。尚資料提出をお願い致します。
1. 軍用地料改訂資料。
1. 土地等級の資料
1. 滞納者の市外で移動したとわかつた分についての資料、以上3点の資料提出を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後零時09分)

議 長～再開致します。(午後2時11分)

議 長～日程第2、陳情第5号、市道の道路工事(側溝を含む)早急施工陳情についてと、陳情第7号、市連族会への補助金交付方陳情についてを上程致します。本業は経工常任委員会に付託してありましたが、審査報告書が送つておりますので、一応書頭長をして朗読せしめます。

議 長～委員長の報告を求めます。

議 長～16番の出席を報告する。

地料を払っていると云うような道路があるかと私は思います。又現在私の部落にもそういう所がありますので、そういう面の調査までして区画整理が早くなることによつて、そういうことは解決出来ると思ひますが、今の通りで区画整理があまり早く出来ないようであれば、他の方法で解決してもらいたいことを要望致します。

12番～関連質問でございますが、このつぶれ地については、免税されている所もあれば、そのまま賦課されておるといふこともありますが、これは不公平とは思いませんか。

財政課長～特に野嵩の後原ですか、今普天間2区当りの非常に境界も所有者本人でさえどこであるか、わからないと云う様な所がある訳ですか。そこがこがはつきりしておりませんので、それは課税対象になつている所はそれはいけないと云うことは考えられます。

12番～そういう所は、一部でありまして、大体自分のつぶれておる土地は、わかると思ひますが、又市当局においても、これぐらいの調査はしてしかるべきだと私考えております。先ず賦課しておる所もあれば、全々してある所もあると、云うことになるので、当局としては、不公平な賦課をやつておるといふことには感じませんか。

財政課長～感じております。

12番～そうであれば、早急にこれを解決するためには、是非測量などして早目に公平な賦課をしてもらいたいと云うふうに要望致します。お願い致します。

議長～一般質問終了です。尚資料提出をお願い致します。

1. 軍用地料改訂資料。

1. 土地等級の資料

1. 滞納者の市外で移動したとわかつた分についての資料、以上3点の資料提出を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後零時09分)

議長～再開致します。(午後2時11分)

議長～日程第2、陳情第5号。市道の道路工事(側道を含む)早急施工陳情についてと、陳情第7号。市遺族会への補助金交付方陳情についてを上程致します。本案は経工常任委員会に付託してありましたが、審査報告書が参つておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～委員長の報告を求めます。

議長～16番の出席を報告する。

経工委員長～報告の内容については、只今書証が肩読した通りでございます。この点につきまして何か質疑でもございましたら質疑を受け承るうと思ひます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

15番～この経工債任委員会の審査報告を見ました場合に妥当の線だと思ひますので質疑は打ち切りの動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

~~議 長～只今15番議員より質疑打ち切りの動議があり所定の賛成者があり成~~

~~立しております。お諮り致します。質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。~~

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので質疑を打ち切り討論に入ります。

議 長～暫休憩致します。(午後2時15分)

議 長～再開致します。(午後2時16分)

5番～委員会報告の様に妥当なものだと思つております。よつて本案は直ちに決定にもつて行く様に進行を願ひます。

10番～本陳情の案件については、理由にも付されている通り区画整理事業の推進の進展に伴い日々に発展し人口も急激に増加して居る。しかしながら次年度予算にもおきましては、ばく大な金が必要になりますので早急には出来ないと思ひますので、その財源を努力し続けられて早急にしたいことを要請し、そして第1項については、すぐ仮り工事がしなければ非常に不便をきたしておりますので、当局としても早目にやつていただく様お願を致し、この案に賛成するものでございます。

議 長～討論を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので討論を打ち切り議決に移ります。
陳情第5号。市道の道路工事(側こうを含む)早急施工方陳情についてを議決に付します。本陳情を採択することに御異議ございませんか
(異議なし)異議がありませんので陳情第5号市道の道路工事(側こうを含む)早急施工方陳情についてを採択することに決定致します。

経工委員長～報告の内容については、只今書記が朗読した通りでございます。
この点につきまして何か質疑でもございましたら質疑を受け承ろう
と思います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

15番～この経工擔任委員会の審査報告を見ました場合に妥当の線だと思いま
すので質疑は打ち切りの動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

~~議 長～只今15番議員より質疑打ち切りの動議があり所定の賛成者があり成~~

議 長～只今15番議員より質疑打ち切りの動議があり所定の賛成者があり成
立しております。お語り致します。質疑を打ち切ることに御異議ござ
いませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので質疑を打ち切り討論に入ります。

議 長～暫休憩致します。(午後2時15分)

議 長～再開致します。(午後2時16分)

5番～委員会報告の様に妥当なものだと思っております。よつて本案は直ち
に決定にもつて行く様に進行を願います。

10番～本陳情の案件については、理由にも付されている通り区画整理事業の
推進の進展に伴い日々に発展し人口も急激に増加して居る。しかしな
がら次年度予算にもおきましては、ばく大な金が伴いませんので早急
には出来ないと思っております。その財源を努力し続けられて早急に
して載きたいことを要望し、そして第1項については、す々仮り工事が
しなければ非常に不便をきたしておりますので、当局としても早目に
やつていただく様お願を致し、この案に賛成するものでございます。

議 長～討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので討論を打ち切り表決に移ります。

陳情第5号、市道の道路工事(側こうを含む)早急施工方陳情につい
てを表決に付します。本陳情を採択することに御異議ございませんか
(異議なし)異議がありませんので陳情第5号市道の道路工事(側こ
うを含む)早急施工方陳情についてを採択することに決定致します。

議長～日程第3、訓情第6号市体協への補助金交付方陳情についてを議題と致します。本陳情は財政常任委員会に付託してありましたが、審査報告書が参つておりますので、書記長をして朗読せしめます。

議長～財政常任委員長の報告を求めます。

財政委員長～只今の事務局の方から読み上げた通りであります。一応私の方から説明申し上げます。先ずこの体協でございますが、体協の組織そのものは、結局全市民が全部会員であることになつております。尚又審議機関におきましては、各部落単位にそれぞれ1名づつ支部長と云うものを置いて、その支部長は、部落によりましては、区長と云うものも隔止されておりますが、ほとんど部落の青年会とか云うものがこれに当つております。こういふ支部長23人がこの体協の審議機関と云うことになつていられる様であります。尚又役員もございまして、役員は主として学校の先生方とかとなつております。今年の本市への助成要求は800ドルと云うふうに相なつております。前年に比べまして\$150へつておりますが、その体協の予算案費目の予算の項目を見ればわかります様にこの体協は、予算面から申しますと、800ドルを計上に予定しておりますが、市の改年度の予算計上には、\$700をこう計上されておるんだが、収入減になりますけれどもこの収入減をいかにそれ運営していくか云うことを、協会長並びに総務の方々の参考意見として呼んでお聞きをいたしました。所体協と致しましては、広告料とか或はバザーとか特殊寄附とか、そう云つたものを勸案しまして本年度の体協事業を執行するんだと云うふうになつております。尚この予算案の支出項目に分担金と云うのがございまして、これはコザ地区への分担支出となつておりますが、それで財政委員会と致しましてはこの体協へじやなくして、いわゆる市長で参考意見として申し上げたいと申しますのは、市長へと申しますと云うとこれは市町村自治法の第94条にもあります通り市町村長は、当該市町村の区域内の公共団体へのそう合調整を図るためにこれを指揮監督すると云うことがうたわれております。こういうことで財政委員会と致しましては直接体協へじやなくて市長へその旨指導監督する様と申しますのは、そこで分担金もありません通り實際このコザ地区体協へは、この体から1名の役員と云うものが組織されていると、そういう意味合いにおきましても、コザ地区体協への予算面特に人件費或は事業費そう云つた面に対する充分な関心を持つといふことは、これは大いに必要じやないかと思つたので、是非ともこう云つた所にも大きな関心を持つべきじやないかと云うふうに考えまして、この点特に市長へ対して参考意見として伺ひしてあります。大体体協の内容はそれぐらゐにしまして、次は陳情第7号、市遺族会への補助金交付方についての審査した結果を説明申し上げたいと思つております。遺族会は、それこの予算にもあります通り、遺族にもこのはしらに對しましては、これが一つの会員になれば、会費徴収の基礎になつていられる様でございます。

す。この遺族会はこの予算から見ますと前年度は市からの助成金は入らなかつたこと、つまり53年度はこの協会としましては、別段総会を持たなかつたと、それで52年度の繰越金があつたために予算編成に支障はなかつたと云うことで前年度は市からの助成金にならなかつた様であります。又62年度はいくらかあつたかと申しますと云うと62年度におきましては市から\$65の助成があつた様でございますが、所がここには\$200の補助金が要求されております。市の次年度の予算を見てみますと云うと\$150と云うふうに出されておるんですが、結局差額におきまして\$50の収入減と云うことになりまして、それから、これはいかんしてその遺族会の64年度の事業を推進して行くかと云うことを副会長仲村春勝氏、それから知念一興氏の方々を参考呼んで説明を求めましたんですが、結局予算における収入減に対しては、結局は手数料の予算から見ると、一はしらに對して0.20セントと云う会費を徴収しておりますが、会費をおそくふやすらうところと云うことによつて、その助成金の少ないのをカバーしてやつて行きたいと云う様な説明があつたのであります。更にこれもこの遺族会の系統を見ますと、中央に遺族連合会と云うのがございまして、この遺族連合会の64年度の予算内容を一応査致しました所各支部へ強化助成金として\$700を計上されております。結局は一市町村の支部つまり宜野湾市の遺族会、この支部当りへの割当を見ますと云うと、大体平均して\$24と云う様にその強化助成金が助成される様に相なつておりますが、その遺族会の予算にはそれが計上されておられません。先程体協の場合にも申し上げました様に市長へ特にこの問題を参考意見として申し上げたいと、是非こう云つた場合は市長と致しましては、市内の諸団体のこういつた予算措置に對しましても大きく関心を持たれて指揮監督をして載きたいと云う様なことを参考意見と致しまして申し上げてあります。これを以つて体協及び遺族会の内容並びに審査結果報告を終ることに致します。尚細かいことについては、質疑にお答えしたいと思つております。

議長～陳情第6号。市体協への補助金交付方陳情並びに陳情第7号。市遺族会への補助金交付方陳情については、一括して質疑を求めます。

12番～市民の保健体育向上をはかるために是非助成すべきであると云うふうにあります。それから陳情7号の市遺族会への助成方についても、遺族会への助成方についても遺族の心の傷をなぐさめると、こう云う見地からして、きわめて適当なる措置じやないかと思ひますので、質疑を打ち切りの動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今12番議員より陳情第6号、第7号についての質疑の打ち切りの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。

議 長～お諮り致します。質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。
異議なしと呼ぶ
御異議がない様でありますので、質疑を打ち切ることに致します。

議 長～陳情第6号、市体協への補助金交付方陳情についてを討論に付します

議 長～懸休憩致します。(午後2時40分)

議 長～再開致します。(午後2時41分)

16番～結論を申し上げます。委員会案に賛成でございます。理由と致しましては委員会の決定の理由にもあります通り市体協は市民の保健体育を關するいろいろな面だけじゃなくて、スポーツを通じて市民が融和なふんを關する意気を作ると云う面においても大きな意義があると思います。そういう意味から、体協を補助育成することは市民の今後の施政の問題においても大きく待ぐられる問題であると思いますので委員会案に賛成致します。

議 長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を打ち切りたいと思いますが、
(異議なしと呼ぶ)
御異議がありませんので討論を打ち切ることに致します。

議 長～陳情第6号、市体協への補助交付方陳情についてを表決に移ります。

議 長～委員会案通り採択することに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)
~~御異議がありませんので全会御異議がないものと認め~~陳情第6号市体協への補助金交付方陳情については、全会一致でもつて採択することに決定致します。

議 長～次は陳情第7号の市遺族会への補助金交付方陳情についてを討論に付します。

15番～委員会の審査報告書通り賛成します。

議 長～他にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議をございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本陳情に対する討論を打ち切ることに致します。

議 長～陳情第7号、市遺族会への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

議長～お諮り致します。質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。
異議なしと呼ぶ
御異議がない様でありますので、質疑を打ち切ることに致します。

議長～陳情第6号、市体協への補助金交付方陳情についてを討論に付します

議長～體休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時41分)

16番～結論を申し上げます。委員会案に賛成でございます。理由と致しましては委員会の決定の理由にもあります通り市体協は市民の保健体育そのういつた面だけじゃなくして、スポーツを通じて市民が融和なふん囲気を作ると云う面においても大きな意義があると思います。そういう意味から、体協を補助育成することは市民の今後の施政の問題においても大きく待たうされる問題であると思いますので委員会案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を打ち切りたいと思いますが、
(異議なしと呼ぶ)
御異議がありませんので討論を打ち切ることに致します。

議長～陳情第6号、市体協への補助交付方陳情についてを表決に移ります。

議長～委員会案通り採択することに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)
異議がありませんので全会御異議がないものと認め陳情第6号市体協への補助金交付方陳情については、全会一致でもつて採択することに決定致します。

議長～次は陳情第7号の市遺族会への補助金交付方陳情についてを討論に付します。

15番～委員会の審査報告書通り賛成します。

議長～他にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議
ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本陳情に対する討論を打ち切ることに致します。

議長～陳情第7号、市遺族会への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので、陳情第7号、市遺族会への補助金交付方陳情については、委員会案通り全会一致で以つて採択することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議 長～再開致します。(午後2時49分)

議 長～議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例、並びに議案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例を上程致します。本案件は総務委員会に付託してありましたので、その結果報告書が終つておりますので、書記長をして一応朗読せしめます。

議 長～総務委員長の報告を求めます。

16番～本委員会の委員長さんと副委員長さんが、つかれ気味で御出席されておられませんので、委員会の互選によりまして、私の方から要つて委員会の審査の内容をご報告申し上げます。本案件は条例集にもありまます通り、1960年に建設課・水道課が新しい事業分野の拡張のためにされて後、この度の機構の問題として改正案になつております。3ヶ年間に部課設置の改正は、今までございませんでしたが事業分野に伴つての機構の整理行政効果を高めるための機構の改革案となつております。そういう意味で提案者の市長さん、或は助役さん、出席を求めて3日間に審査を致したのでございますが、提案者の方と致しましては、この機構改革に伴つて、企画室と云う新しい分野と、又新設課として民生課、又取入役付属の出納事務と云うのが新しく設けられた改正案でございます。特に企画室の方から申し上げますと、一部修正案の中にございまして、提案者と致しましては、企画室の内容はあくまでも、参ぼう本部的所在と尚又面も含めた様な企画室の内容でございました。しかし、委員会におきましては、今までに市長の参ぼう本部的、この機関がなかつた。即ち市長の政策を十二分に検討する機関がなかつた。と云う問題、それから執行すると云うまではばを持たした提案でございまして、しかし、委員会におきましては、あくまでも企画室のあり方と云う面について、市長も、直属の参ぼう企画室が正しいあり方じやないか。特に執行面までも含まれて来ると、今までの機構を単なる名杯を交えただけにすぎないと云つた様な見解に立つた訳であります。そう云う意味で、原案の広報部間、それから、予算関係、法律関係の方を総務部の中にこう含させることにおいて企画室のあり方も本案の

議長～委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので、陳情第7号、市遺族会への補助金交付方陳情については、委員会案通り全会一致で以つて採択することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議長～再開致します。(午後2時49分)

議長～議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例、並びに議案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例を上程致します。本案件は総務委員会に付託してありましたので、その結果報告書が参つておりますので、書記長をして一応朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

16番～本委員会の委員長さんと副委員長さんが、つかれ気味で御出席されておられませんので、委員会の互選によりまして、私の方から変わって委員会の審査の内容をご報告申し上げます。本案件は条例集にもあります通り、1960年に建設課・水道課が新しい事業分野の拡張のためにされて後、この度の機構の問題として改正案になつております。3ヶ年間に部課設置の改正は、今までございましたが事業分量に伴つての機構の整理行政効果を高めるための機構の改革案となつております。そういう意味で提案者の市長さん、或は助役さん、出席を求めて3日間に審査を致したのでございますが、提案者の方と致しましては、この機構改革に伴つて、企画室と云う新しい分野と、又新設課として民生課、又取入役付属の出納事務と云うのが新しく設けられた改正案でございます。特に企画室の方から申し上げますと、一部修正案の中にございます通り、提案者と致しましては、企画室の内容はあくまでも、参ぼう本部的所在と尚又面も含めた様な企画室の内容でございました。しかし、委員会におきましては、今までに市長の参ぼう本部的、この機関がなかつた。即ち市長の政策を十二分に検討する機関がなかつた。と云う問題、それから執行すると云うまではばを持たした提案でございます。しかし、委員会におきましては、あくまでも企画室のあり方と云う面について、市長も、直属の参ぼう企画室が正しいあり方じやないか。特に執行面までも含まれて来ると、今までの機構を単なる名杯を交えただけにすぎないと云つた様な見解に立つた訳であります。そう云う意味で、原案の広報部間、それから、予算関係、法律関係の方を総務課の中にこう含させることにおいて企画室のあり方も本業の

あり方に変わり、又総務課をしても、本面的な内容においても、意味あるんじゃないかと云うふうな見解に立ちましても、一部修正案になつております。尚又出納室の場合、別にこの説明するまでもないと思つておりますが、財政が即ち財政課と切り離して、収入役、直属の課と関係として、案でございませう。それについて、検討されましたが、これは、本来の案がたに変わつて、云うこと委員会として、そのまます承したてでありませう。一部修正案の問題と、主として、企画室の問題と総務課のあり方と云う面において、主として審査した案でございませう。以上案本案件に対しての審査概略と、一部修正案に対するご説明を終ることに致します。尚細かいことについては、ご質問にお答えしたいと思います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

12番～税務課を財政課に修正した理由をご説明願います。

16番～お答え申し上げます。原案の方に税務課となつておりますが、財政課に名称を改めた理由におきましては、税務課の方がこの税務と云う一点張りの業務の内容ではなかつてございませう。それと、6番目課のその他財政に關する事項となつております。しかし、この税務課の内容がなつた場合には、税務だけの問題だけではなくて、軍用出の地及び補償業務に關する事項、それから、私有財産の使用料徴収と云つた面が非営にはばが広い訳であります。単なる税務一本の内容と云う意味で税務だけの問題でありましたら、税務課として名称は課の内容が非営にはばが広いと、市の財政的、な面にも、この市民とつて好感を争えない名称じゃないかという2点が財政課に改めた理由でございませう。

10番～原案の第2のこの広報世論調査に關する事項が総務に屬してゐる様でございませうが、どういふ理由でありますか。

16番～委員長が見えておりますので交代致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時00分)

議長～再開致します。(午後3時04分)

4番～お答え致します。修正した理由にもあつたと思つておりますが、企画室の中から広報と、それから7番目の予算關係、議会に關する事項。

あり方に変わり、又総務課にしても、本画的な内容においても、意識あるんじゃないかと云うふうな見解に立ちまして、一部修正案になつております。尚又出納室の場合は、別にご説明するまでもないと思っております。財政が即ち財政課と切り離して、収入役、直属の機関案としての案でございます。それについても検討されましたが、これは、本来のすがたに変わっていると云うことで委員会としてもそのまます承した訳であります。一部修正案の問題となつた場合は企画室の問題と総務課のあり方と云う面において、主に審査をした訳でございます。以上案本案件に対しての審査概略と、一部修正案に対するご説明を終ることに致します。尚細かいことについては、ご質問にお答えしたいと思います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

12番～税務課を財政課に修正した理由をご説明願います。

16番～お答え申し上げます。原案の方に税務課となつておりますが、財政課に名称を改めた理由におきましては、税務課の方がこの税務と云う一点張りの業務の内容ではない訳でございます。それと、6番目のその他財政に関する事項となつております。しかし、この税務課の内容になつた場合には、税務だけの問題だけではなくて、軍用地及び補償業務に関する事項、それから、私有財産の使用料徴収と云つた面が非営にはばが広い訳であります。単なる税務一本の内容ではないと市の財政を十二分にキヤツチする内容でございます。そう云う意味で税務だけの問題でありましたら、税務課としても名称ばいいと云うふうな見解に立ちましたけれども、税務課の原案の税務課の内容が非営にはばが広いと、市の財政的な面に又がつての内容であると云う面と、尚又税務と云う名称があまりにも、この市民にとつて好感を与えない名称じゃないかという2点が財政課に改めた理由でございます。

10番～原案の第3のこの広報世論調査に関する事項が総務に属しておる様でございますが、どう理由でありますか。

16番～委員長が見えておりますので交代致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時00分)

議長～再開致します。(午後3時04分)

4番～お答え致します。修正した理由にもあつてあつたと思つておりますが、企画室の中から広報と、それから7番目の予算関係、議会に関する事項。

10 番～私の質問は、広報と色々のあれです。

4 番～この専務分たん事項につきましては、原案においては、企画室の意義の中に包含してあります。そこで委員会と致しましては、企画室の意義を充分現し、或は企画室の本来の活動をして載くために、この広報にも関する問題、或は世論の調査に関する事項については、当然総務とずめである所の総務課の中へ含めた方が、企画室の意義そのものがはつきりするし、或は総務課の価値を申し上げますの趣意と云つた様な総務課の意義を充分あらしめるために、この広報以下修正文を総務に入れてあります。

1 番～企画室の専務分たんの中に、各課の連絡徴税に関する事項と云うものがございまして、企画室のいわゆる専務の内容と云うものは、一応この計画から致しますと各課の上にあるべきいわゆる上位にあるべきものと解しやすくしております。従つて企画を最もこの有効に發揮せしめるためには、どうしても予算に関する事項と云うものは、企画室の中におり込むべきものと解しやすくしておりますが、どう云う理由で予算に関する事項が総務課に移したか、それについて御願います。

4 番～お答え致します。おつしやる様に予算に関する事項については、委員会としても相当重要視されております。そこで総務課に持つて行つた理由と致しましては、従来総務課が取り扱つておつたので企画室にやらせそのもの専務分野においては、専門的な企画、立案、或は各課の総合調整と云つた様な面に重点をおいて、そして、それによつて今度は、予算の編成をすべくと云うことにした場合は、それは企画分野の或は企画立案の二次的な問題として、そこで一応は市長の施策を企画立案して、それに今度は、予算のうら付を請じて行政事務の執行をやると云う様なことになるとかと思ひまして、予算に関する事項については、総務課に包含させた方が、より色々の執行部間と或は企画部間のこみつた専務面がはつきりされると云つた様な理由の基に予算に関する事項は、総務に入れてあります。

1 番～その前に実際に執行するに當つて、予算は総務課で編成する。しかし企画室としては市長のその年度次における事業の計画を行政企画をすべくと云うことになつた場合に、性格的には、企画室が上であるとか解しやすくするにもかかわらず、再終的な調整は総務課によつて行なわれると云うことになつた場合に、実際の執行面に支障をきたすおそれはないか、その辺のことを委員会としては、充分検討したと思ふんですが、それについての御見解をお願い致します。

4 番～おつしやる様な趣意の点については、委員会としても、ある程度検討したと云う様なことになつていますが、委員会と致しましては、

10 番～私の質問は、広報と色々のあれです。

4 番～この事務分たん事項につきましては、原案においては、企画室の中に包含してあります。そこで委員会と致しましては、企画室の意義を充分現し、或は企画室の本来の活動をして載くために、この広報に関する問題、或は世論の調査に関する事項については、当然総もとずめである所の総務課の中に含めた方が、企画室の意義そのものがはつきりするし、或は総務課の価値と申し上げますの総括をすると云つた様な総務課の意義を充分あらしめるために、この広報以下修正文を総務に入れてあります。

1 番～企画室の事務分たんの中に、各課の連絡徴税に関する事項と云うものがございまして、企画室のいわゆる事務の内容と云うものは、一応この計画から致しますと各課の上にあるべきいわゆる上位にあるべきものと解しやくしております。従つて企画を最もこの有効に發揮せしめるためには、どうしても予算に関する事項と云うものは、企画室の中におり込むべきものと解しやくしておりますが、どう云う理由で予算に関する事項が総務課に移したか、それについて御説明願います。

4 番～お答え致します。おつしやる様に予算に関する事項については、委員会としても相当重要視されております。そこで総務課に持つて行つた理由と致しましては、従来総務課が取り扱かつておつたのであります。今度の機構改革によつて企画室になつて、だが、しかし企画室になつてもそのもの事務分野においては、専門的な企画、立案或は各課の総合調整と云つた様な面に重点をおいて、そして、それによつて今度は、予算の編成をすると云うことにした場合、それは企画分野の或は企画立案の二次的な問題として、そこで一応は、市長の施策を企画立案して、それに今度は、予算のうら付を構じて行政事務の執行をやるかと思ひまして、予算に関する事項については、総務課に包含させた方が、よりそこに各々の執行部間と或は企画部間のこみつた事務面がはつきりされると云つた様な理由の基に予算に関する事項は、総務に入れてあります。

1 番～その前に実際に執行するに當つて、予算は総務課で編成する。しかし企画室としては市長のその年度次における事業の計画を行政企画をすると云うことになつた場合に、性格的には、企画室が上であると思はれると云うことになつた場合に、再終的な調整は総務課によつて行なわれると云うことになつた場合に、実際の執行面に支障をきたすおそれはないか、その辺のことを委員会としては、充分検討したと思ふんですが、それについての見解をお願い致します。

4 番～おつしやる様な懸念の点については、委員会としても、ある程度検討したと云う様なことになつていますが、委員会と致しましては、

この予算に関する問題そのものは、企画部問から、一応は切り離して、そして執行部問に属した方がいんじゃないかと、そこでもち論企画室との討議も出てくる訳であります。別に総務課に包含させてもさしつかえはないと、はつきりしたそこに執行部問と企画分野がはつきりされることによつて、それはいんじゃないかと云つた様な見解であります。委員会の一致であります。これについては先程報告書の中で御説明があつたかと思ひますが、那覇、或は他市町村の機構の問題或はそういつた様な事務分たんのその所属の問題一応は十分勘察させたつもりであります。

委員会の意向とセモは、企画は単なる企画

1 番～委員会の意向としては、企画は単なる企画執行は、その他の部課にまかせると云う様な観点から、総務課の方に移つたものと説明してありますけど、実際問題に当つて、これは市長におかがいする訳でございますが、市長としては、企画室の意義と云うものを、どこにおいておつたか、その辺について、一応と説明願ひたいと思ひます。

市長～先きの総務課をやつたのと同じ様に今度の機構の改革では、本市としては最もこの、これから先市の事業を執行していくには、充分な企画をねつて行かなくてはならない時代であるので、最も力を入れたいのが、この企画室に力を入れたいと云う気持ちで政府の助言も得た訳であります。昨日も私委員会にて特に企画室からこの総務に移された3.4.5.6.7.8までは、それは企画と一番関連の深い仕事であるので、例えば、広報、世論調査に致しましても、それを必要とする項目であり、予算にしましても、それは企画をねるには、最も大事な仕事であります。その他5.6.7.8.何処も大事なものである。これを企画室に持つておつて、そして、そこで一諸にして、これを広報調整の企画をねりたいと云う意味で原案には、企画に含めてあつた訳であります。従来は総務と云うのが、全課を総括する様な気持ちでつと総務をみてもらつたからこうなつたんじゃないかと思ひますが、今度の場合の総務課では、一応の庶務、或は文書企画によつて、大体方針が決つたものを推して行く様な執行する様な部面を総務課の方に置いてあつた訳であります。結局私この案になりますと云うと、村の時代の機構になつてしまつて軽い意味の企画室、市長に近い所に企画室を少し出来た様な格好になつて実際の市の将来の企画を作り上げるには、これでは、どう威力が弱い様な感じを持つています。

1 番～只今の市長の企画室の意味から考えます場合に単なる企画だけにとどめようとする委員会の案を執行する場合においては、例えば企画室で一つの問題を企画した場合に次の他の課によつて、この問題が審決せられるおそれもあると執行面において、こう云うことが充分に考えられる訳でございます。この場合のいわゆる問題について

員会としては、全然そういう支障はないものとして、解しやくした訳でございます。

4 番～只今の問題については、重要な本質でありました。そこで果して新しく設置する所の企画室の業務分野が従来の総務課以上の広範囲にいたる業務の分野で、そこで総務課そのものもあると云うことになった場合、そこには総務課の企画室のその業務の部門分野が重複する感じがした訳であります。そこで只今の御質問の点については、企画室のもつばら企画立案、市長の施策をそこで十分ねりかためてそして各課に一応はそれを流すと、そして各課においても尚それについて具体的な検討をして今度は、企画室に戻して、そしてそれを上司の決裁をえて、執行の面に移すと云つた様な質があるんじゃないかと、そこでこの予算に関する事項においても、一応は企画室が専門的に重点的に市長の施策をその年度において、企画調査検討し、そして資料を集めて、一応企画をすれば、これを果してどの程度の予算が伴うかと云つた様なことを、更に総務課で予算の検討をして、そして細部にわたる各課の資料に基づいて、もし総合調整の必要があれば、企画室において、総合調整をして、その予算の完備を語つて執行の面に移した方がいいと、そこでそう云つた様な立場になつた場合に別に企画室からこの予算の執行部門の面を、総務課に移したからと云つて、企画室の仕事の或は業務の分野においては何ら支障はきたさないと云つた様な見解であります。尚又当然企画室の業務の分野の分量について、果してこれだけの陳答でやれうるかどうかも一応は検討した訳であります。だが、しかし、あの執行部門まで全部、含めた場合に果してこれだけの陳答で出来るかどうか、非常に疑問をいだいた訳であります。そこでこの予算から以下5項目を総務課に移せば、総務課である程度我々が期待した所の事務効果が上げられるんじゃないかと云う様な見地に立ちまして、修正してこの本予算に関する執行も総務課に持つていつた理由であります。

1 番～この場合に企画室と総務課の比重の問題でございますが、委員会の考えておる案によりますと、総務課の方にかなり比重を持たしている訳でございます。従いまして、市長が考えておる、いわゆる企画室の設置の意義と云うものは、単に企画のみにとどまりまして、結局は企画室の第4番にありますその各課の連絡調整に関する事項、この意義と云うものは、単なるいわゆる企画するためのいわゆる単なる各課の連絡調整に関する事項と云うふうにはしか解されない訳でございます。従いまして企画室が一応企画したものは、最終的に総務課の方によつて、ねり上げられたいと云うことになつた場合に今度はその総務課において、それを拒否するいわゆる事項と云うのが全然取り扱われていないと云うことになりまして、この比重から見ますと、当然総務課の方に比重をおいて最終的な総合調整と云うものは、総合調整と云うものは、総務課でやらなくてはいかないと

云う様な見解に立つて、これは、こう云つたもんだと解しやくして
おりますが、それについてこの4番目の項は何故総務課に移されな
かつた、実際にこの項を企画におい総務課にないとう場合に突
の執行面において、更にこの企画と総務課のずれが出て来ると
うことが予想されますが、これについての見解はどうですか、

4番～只今のこの指摺の点については、この企画の大きな目的が市長の施
策の企画と云うものでも各課の総合調整の大きな面をおい調整とい
ます、と云う様なことを明言しましたので、その格差を調整とい
また様な意味をそのままにそのまま存置した方が、良いと云うこと
それは、企画の中にもそのまま存置した方が、良いと云うこと
こうなつております、只今のこの矛盾の点については、充分
検討されたと考えております。

16番～只今の1番さんの御質問ですが、企画のあり方と云う問題から
掘り下げて行かない限り困ると思はれますが、今まで全然なかつた企
画におい執行する問題とそれから執行する問題とそれか
ら執行する問題と2つになつておる訳でございます、原案は、しかし
今まで全部総務課の中に入れておられていたのが、企画から執行ま
で企画の中に入れておられていた訳です、原案自体が市長の政策とい
企画の本意のあり方と云うのは、予算編成前に市長の政策といふ
のが打ち出されておる、その政策をねりなす市長の政策といふ
ことと解しやくしておる、そして市長の政策には、沢山か
あると思はれますが、予算編成、或は予算執行の面が、諸に
あらんで企画の中にある、今までの事務自体が、只分けた
にすぎない、そのいふやうな感じを、或は予算編成、或は予
が企画部で、或は企画部、或は企画部、或は企画部、或は企画部
云うふやうな事が考えられます、特に那覇市の場合は、企画部
企画部にも昇格しておる、前の那覇市の場合は、企画部
はあくまでも市長の政策的な企画として、予算編成は、那覇市
には、総務課の中の財政課が担当する、予算編成は、那覇市
は、原案自体が、だかから、政策的な性格を持つていた訳で、
これは、政策的な性格を持つておることを、そのまま持つて行く
と、かえつて市長の政策が企画に立案される、予算編成まで一
て来ると、二、三分に企画のあり方が、生かされな、或は、
云うふやうな見解が取つた訳でございます、それから各課の連
と申しますのは、あくまでも市長の政策を企画に立案するた
格である、云うふやうな解しやくをしております。

1番～もう一度お伺い致します、先程を説明の中に企画であるから都
あれば、その意味と云うものは、生れて来ると、いわゆるこの企画
があるために、それを、総務課に移した、と云うこととございま
が、この場合に、都である、と云う、いわゆる計画的なうら
ですか、それ、或は、或は、或は、或は、或は、或は、或は、

云う様な見解に立つて、これは、こう云つたもんだと解しやくしておりますが、それについてこの4番目の項は何故総務課に移されなかつた。実際この項を企画において総務課にない云う場合に実際の執行面において、更にこの企画室と総務課のずれが出て来ると云うことが予想されますが、これについてのご見解はどうですか。

4 番～只今のご指針の点については、この企画室の大きな目的が市長の施策の企画立案と云うものと各課の総合調整の面に重きをおいております。と云う様な説明もございましたので、その総合調整といつた様な意義をそのまま意義付けていくために、この連絡総合調整とそれは、企画室の中にそのまま存置した方が良いと云う様なことと云うなつております。只今のこの予じゆんした点については、充分検討されたと考えております。

16 番～只今の1番さんの御質問ですけど、企画室のあり方と云う問題から掘り下げて行かない限り困ると思っておりますが、今まで全然なかつた企画室において原案が企画室の問題とそれから執行する問題とそれから執行する問題2つになつておる訳でございます。原案は、しかし今まで全部総務課の中で包含されていたのが、企画立案から執行まで企画室の中含まれている訳です。原案自体がどうか、しかし、企画室の本来のあり方と云うのは、予算編成前に市長の政策と云うのが打ち出されます。その政策をねりなおす立案する機関だということに解しやくしております。そしてもち論市長の政策には、沢山あると思っておりますが、予算編成、或は予算の執行と云う面が一語にかけらんで企画室の中にあると、今までの総務課自体が、只分けただけにすぎない、そういうふうな感じをする訳でございます。この原案が企画部であるならば、企画調整課とか、或は予算編成課とか、と云うふうな事が考えられますが、特に那覇市の場合に最近企画室から企画部に昇格しております。前の那覇市の場合においても企画室はあくまでも市長の政策的な企画をして予算編成は那覇市の場合においては、総務部の中の財政課が担当すると云うふうな状態でございます。原案自体が、だから部的な性格を持つていた訳でございます。これは部的な性格を持つておることをそのまま持つて行くことと成るとかえつて市長の政策が企画立案される予算編成まで一語になつて来ると十二分に企画室のあり方が生かされないんじゃないかと云うふうな見解が取つた訳でございます。それから各課の連絡調整と申しますのは、あくまでも市長の政策を企画、立案するための連絡であると云うふうな解しやくをしております。

1 番～もう一度お伺い致します。先程ご説明の中に企画室であるから部であればその意義と云うものは、生れて来ると、いわゆるこの企画室があるためにそれを持つて総務課に移したと云うこととでございますが、この場合に部である室であると云う、いわゆる計画的なうら付ですか、それはどういふ見解のもとに出されたのか。

16番～いくらか前にも質疑があつたと思ひますが、過去において全然そう云うふうな機関がなかつた。市においてですか。だから総務課と特別に委員会の場合には、原案の総務課の人事面などを全部原案の企画室に持つていつてそれを総務課として名称を改めた方がいいか、そして原案の総務課の原案ですか。を或は住民課にした方がいいんじゃないか。そう云うな考え方も生れて来た訳です。そうした場合に提案者としては、企画室を設置したいと云うふうな意向は充分にある訳でございます。そして企画室となると、市長の政策部局を十二分にやりなおすとか。どこに比重をおくかと云う問題ですか。云つた場合に、直野市の今後考えた場合において、過去にもそういうふうなことがなかつた。それに重点に企画室を重点に市長の政策をやりなおす機関を重点においてこそその他の機関が生れて来るんじゃないかと思つてあります。

1番～只今のご見解から致しますと、要するに企画室よりは、総務課の方が比重の何は大きいと云うご見解でございますか。

16番～比重と云う問題は、これは機構が機構面によつて示されておりますけど、企画室が上だ、総務課が上だと云うふうな見解はですか。これは、内容によつて生れて来るんじゃないかと思ひますけど。

1番～ですからその内容をいわゆるその文章付るためにはですか。やはりその一つの計画と云うものを示さんとどこに持つて行くかと云うことが出来ない訳なんですか。この場合に市長の政策を推進させるために企画とねりなおして、実際にその実現せしめると云う、いわゆる企画のその意義と云うものは、単なるここでは、企画だけでとどまりましてですか。実際にこれを遂行する場合には、各課の方が上だ^総と云うことになつた場合には、実質的な問題としてこれはせつか企画をしてもその案と云うものは、與せんに移せない^各と云う様なことを考えられる訳でございます。従つてこの場合の企画室における各課の連絡調整に関する事項と云うものは単なる企画をねるための^各いわゆる連絡機関だというふうに解しやく致しまする場合には、当然各課を纏めようとする一つの計画と云うものが、その課の中に、いづれの中にも属しなくちやいかん訳でございます。従いましてこの場合には、総務課の方に比重をおいておる委員会のご見解でございますので、当然総務課にその性格を有する各課の調整事項と云うものをおり込む必要があるんじゃないかと考えておりますが、大變残念なことに、これが総務課にはないと。

16番～特別な性格だという考えだつたです。

1番～そういう考えでありました場合には、自主的にこれを統理する。いわゆるその課を一つの課というものがないと云うことになりました場合に市長がせつかくの企画をして立案してもこれを與せんに移す

段階でなくては、これは答申する課がないと云うことになりまして自主的に市長の政策と云うものが衰われていくんじゃないか、と云うふうに私は考える訳でございます。

16番～市長が予算編成のですか。責任者である以上ですか。あくまでも政策が充分におり込まれると思うんです。予算編成にわたつては、

1番～だから市長としてはですか。市長自身のいわゆる個人的立場から、それを執行するのに非常に難しいと云う見解から特別に企画室と云うのを設けて、あらゆる資料を収集してこの予算編成も充分にやりたいと云う様な見解で企画室を設けたと聞いておりますが、その場合にいわゆる委員会の考え方は、企画室のしめる比重というものは全部総務課の方に移していると云う様な格好になりますか。単なる企画の分野であると。

16番～企画立案のことです。

1番～立案ですか。

16番～市長の政策を立案する。

1番～それを実際に遂行する場合に特にこの予算の問題につきましても、その企画立案が、いかにして繁榮させるかと云うことについては、やはりこの予算の編成になるんじゃないかと思ひます。そうすると最終的な予算の編成については、総務課の方に比重を持たしているためにですか、この企画立案と云うものが、又そこで変えられることも考えられると云う様な。

16番～市長の政策がですか。予算編成において変わらないということは、ありえない問題だと思ひます。市長の政策があつて予算編成がされる政策がなくては予算編成は出来ないと思ひます。

1番～ですから、そのために企画室を設けて資料を収集し、調査をしてですか。その予算編成にも充分ないわゆるその体制と云うこととて企画室を設けた。これは一応企画をやつたものですか。実際に執行面において予算編成をする場合には、結局最終的には総務課の権限に属すると云うことであつた場合にはですか、そこで又、調整と云うものが必要になつてくると、総合調整ですか。私がそれについて非常に懸念を感ずる訳でございますが、何故ならば、従来の直野両市の予算編成におきましては各課が主として各課の調整をするものではないかと思ひます。従つてそれを総合調整する時間と云うものがなかつたという様なことも聞いておりますが、そういつたことを是正する意味から企画室の意義と云うものが生れて来るんじゃないか

段階でなくては、これは答申する課がないと云うことになりまして自主的に市長の政策と云うものが衰われていくんじゃないか、と云うふうに私は考へる訳でございます。

16番～市長が予算編成のですか。責任者である以上ですか。あくまでも政策が充分におり込まれると思うんです。予算編成にわたつては、

1番～だから市長としてはですか。市長自身のいわゆる個人的立場から、それを執行するのに非常に難しいと云う見解から特別に企画室というのを設けて、あらゆる資料を収集してこの予算編成も充分にやりたいと云う様な見解で企画室を設けたと聞いておりますが、その場合にいわゆる委員会の考え方は、企画室のしめる比重というものは全部総務課の方に移していると云う様な格好になりまして、企画室はですか。単なる企画の分野であると。

16番～企画立案のことです。

1番～立案ですか。

16番～市長の政策を立案する。

1番～それを実際に遂行する場合に特にこの予算の問題につきましても、その企画立案が、いかにして繁榮させるかと云うことについては、やはりこの予算の編成になるのではないかと思います。そうすると最終的な予算の編成については、総務課の方に比重を持たしているためにですか。この企画立案と云うものが、又そこで変えられることも考えられると云う様な。

16番～市長の政策がですか。予算編成において変わらないということは、ありえない問題だと思んです。市長の政策があつて予算編成が生れる政策がなくては予算編成は出来ないと思うんです。

1番～ですから、そのために企画室を設けて資料を収集し、調査をしてですか。その予算編成にも充分ないわゆるその体制と云うことで企画室を設けた。これは一応企画をやつたものですか。実際に執行面において予算編成をする場合には、結局最終的には総務課の権限に属すると云うことであつた場合にはですか、そこで又、調整と云うものが必要になつてくると、総合調整ですか。私がそれについて非常に疑義を感じます訳でございますが、何故ならば、従来の宜野湾市の予算編成におきましては各課が主にその各課の關する予算を出している訳でございます。従つてそれを総合調整する時間と云うものがなかつたという様なことも聞いておりますし、そういつたことを是正する意味から企画室の意義と云うもの生れて来るんじゃないか

と思いますが、それをどこの課にも設けてないと言うことになつた
場合はですか。総合調整と云う字くはある以上ですか。事務分た
がある以上どうしても各課の上立つべき性格のいわける部である
と或は部課であると望めると云うふうに考えなくちやいかんよ
になるんですが、それが一応は単なるいわゆる資料収集のみの総合
調整であるとするものでありますと企画室の権限と云うものは、
市長が考えているものとは、ほど遠い単なるロケット的性格にな
ると云うことになりませんが、それについて、

16番～むしろ逆なんです。予算と云うものが生れる以上は、市長の政策が
あつて生れる訳です。生れるためのですか。政策と云うのをやりな
おすと、そう云う見地から立つた場合ですか。政策をやりなおす機
関がない限り予算には生れて来ないと。

4番～只今の件については、先程も申し上げました様に、この企画室にお
いてなすべく事項、いわゆる市長が政策を繁榮するための企画立案
して、そして執行に移す段階においての総合調整だと云つた様な見
解に立つてのその総合調整であると。

1番～先程のと答弁とどちらが正式な委員会の見解でありますか。先程私
が補足説明の中でお伺いした範囲内においては、単なる資料収集計
画と云つたのみの総合調整であると云うことでありました場合は
只今のいわゆる政策的な案をねつて更にそれを最終的に総合調整す
ると云う委員長の見解と云つたのが行なわれる訳でございますが、

4番～いや、私が云うのは総合調査をですが。総合調査いわゆる市長の施
政を繁榮するために、企画立案をすすると、そして企画立案をしてそ
のまま各課に執行に移すと云うことなくして、執行に移す一歩前
で各課の施策の総合調整をなす連絡をすると云うふうに。

5番～関連質問致します。この委員会の一部修正の理由と致しまして、原
案の事務分たんの企画室中から総合課に移された予算に關するに
事項が理由と致しまして、その他、予算に關する事項を企画室から
移した理由と致しまして、企画室にはあくまでも企画に關する部
門、そして執行に關する部間は、給務課に移したと云うふうな説
明であつたが、この場合のいわゆる算に關する事項にこの執行に
まことは予算が成立するまでの、いわゆる編成作業には執行に
入る分たんだと思ひますか。予算が成立するまでの過程ですか。

4番～それは、両方に關連するんじゃないかと思ひます。

5番～先程、予算を給務課に移した理由として給務に關する部間、と云う
ふうな説明でありましたが、予算が成立して、その以後は執行に属

と思いますが、それをどこの課にも設けてないと云うことになった場合はですか。総合調整と云う字くはある以上ですか。事務分たんがある以上どうしても各課の上に立つべき性格のいわゆる部であるとか或は部課であると望であると云うふうに考えなくちやいかんようになるんですか。それが一応は単なるいわゆる資料収集のみの総合調整であるとするものでありますと企画室の幅げんと云うものは、市長が考えているものとは、ほど遠い単なるロボットの性格になると云うことになりましたが、それについて、

- 16番～むしろ逆なんです。予算と云うものが生れる以上は、市長の政策があつて生れる訳です。生れるためのですか。政策と云うのをやりなおすと、そう云う見地から立つた場合ですか。政策をやりなおす機関がない限り予算には生れて来ないと。
- 4番～只今の件については、先程も申し上げました様に、この企画室においてなすべく事項、いわゆる市長が政策を繁榮するための企画立案して、そして執行に移す段階における総合調整だと云つた様な見解に立つてのその総合調整であると。
- 1番～先程のご答弁とどちらが正式な委員会の見解でありますか。先程私が補足説明の中でお伺いした範囲内においては、単なる資料収集計画と云つたのみの総合調整であるとするものであります場合には只今のいわゆる政策的な案をねつて更にそれを最終的に総合調整すると云う委員長の見解と云つたのが行なわれる訳でございますが、
- 4番～いや、私が云うのは総合調査をですか。総合調査いわゆる市長の施政を繁榮するために、企画立案をすると、そして企画立案をしてそのまま各課に執行に移すと云うことでなくして、執行に移す一歩前で各課の施策の総合調整をなす連絡をすると云うふうに。
- 5番～関連質問致します。この委員会の一部修正の理由と致しまして、原案の事務分たんの企画室の中から総合課に移された予算に関する事項があります。その他、予算に関する事項を企画室から総務課に移した理由と致しまして企画室はあくまでも企画に関する部間、そこで執行に関する部間は、総務課に移したと云うふうな説明でありましたが、この場合のいわゆる予算に関する事項にこの予算と云うことは予算が成立するまでの、いわゆる編成作業は執行に入ると思いますが、予算作成までの作業はですか。執行に入る分たんだと思いませんか。予算が成立するまでの過程ですか。
- 4番～それは、両方に関連するんじゃないかと思ひます。
- 5番～先程、予算を総務課に移した理由として総務に関する部間、と云うふうな説明でありましたが、予算が成立して、その以後は執行に属

する部間であります。予算編成までは、あくまで執行以前の問題と私は考えますが、その場合企画室の4項にある、いわゆる各課の連絡調整に関する事項との、当然予算編成と関連して始めて、そこに意味がある訳でありまして、企画はあくまで、いわゆる施政の方向付けの部間でなくちやいかなのだらうと思つています。そういう意味からおきまして当然各課の連絡調整が企画室の分たんになつていくからには、この各課の連絡調整の中に予算編成のためのいわゆる調整も含まれて、そこに意義が成立する訳であります。先きの執行に関する部間と云うことは、あくまで予算成立後の問題である云う見地から致しました場合には、何らそこに執行に関する部間という理由付は出来ないと私は思つておりますが、そう云う面に対して、今の私の見解に対して御見解を問う。

- 4 番～お答え致します。おつしやるように、その予算に関する事項と云うのは、この予算に関する企画、立案、編成、執行までと云うふうに解しております。そこで先程申し上げた様に必ずしも関連がないと云うことではありません。いずれの事務分たんに致しましても、ある程度の関連があるかと思つております。そこで先程私が答弁しました。一応企画予算においても、そうであります。企画立案して総合調整するまでは、一応は企画室の部間業務の分野と云うように解して執行部間に入つてから、一応は総務課が担当すると云う様なことになるんじゃないかと、そこでどうしてもこの問題については、企画室と総務課が密接な関連を持たなくちやいけないと云うふうに考えます。
- 5 番～重ねて、質問致しますが、予算に関する事項が原案の企画室より総務課の方に移管修正した理由は、執行に関する部間と云う説明でありましたが、そこで私が聞きたいのは、予算成立までの過程は、執行に関する部間と云う解しやくで修正される訳ですか。
- 4 番～立案から総合調整までは、企画の？
- 5 番～つまり、予算成立までですか。予算成立までの部間は、予算成立までずつとつまり企画立案総合調整は、全部それと関連して来る訳です。その、いわゆる予算成立までの過程は執行に属する部間と云うような解しやくでありますか。
- 4 番～我々の見解では、その成立するまでの過程じやなくして、一応は予算に盛る所の施策の立案計画と、そして、それが果して各課にマツチした計画であるか、どうかを一応は、充分調整するための総合調整までは、企画室の分野だと、そこでその具体的な編成に入ると総務課に移されるんじゃないかと、云う様な見解であります。
- 5 番～先程いわゆる企画室は、あくまで企画に関する部間に総合すべきで

あると云う委員会の修正理由は、充分納得出来ず、つまり企画立案
以外、あくまで執行に關する部、そこでの繰返しの後に執行に
すが、予算に關する事項と云うのは、予算が成立したの後に執行に
面に關する部、同様に、そういうふうな見地を立つた場合に
は、これは、執行に關する部、同様に、そういうふうな見地を立つた場合に
企画の中に、包含されるべき問題だと私は思つておりましたが、その
を、場合によっては、予算に關する事項は、当然企画の分たん事項とするの
必要だ、と云うふうな考え方を、持つていられる、いやこれは執行に關する
の質問をお聞き致しまして、それでも、いやこれは執行に關する
る部、だから、総務課の分たん事項であると云うふうな、そう
考へてありますか。

4 番～先程比重の問題がありましたので、それは見解の相違はあると思つ
ております。おつしやる様に立案企画編成、それから執行だという線
な過程全体をひつくるめて、予算に關する事項だといふこと
になりまざるが、しかし我々の基本的な考え方と致しましては、予
算に關する事項にして、或は他の事項にして執行の段階が相違
期間にわたるし、そこで、そこに重点をおきまして、総務課に
させた方がいいんだと云う様な見解の差に、総務課に多し
ます。そこでその今、見解の考え方の違いにつきまは、まだ
検討の余地がなかつたところ思つております。

5 番～市長にお尋ね致します。予算に關する事項と云う項目が、行政の企
画立案と云う項目と関連して考へなつた場合その場合の予算に
關する事項は、執行する部、同様に、そういうふうにお考へ
りますか。それとも先き委員長に対する質問にもありました
算成立までは、それはいわゆるあくまで企画立案に
くして、当然企画の分たん事項であるといふふうな考へ
ますか。どちらのお考へですか。

市長～5番さんがおつしやる様に、予算は編成するまでは、企画でありま
す。所がこれが出来上つて執行になりますと、執行の状況は各課に
なる訳ですが、しかしその事務を分たんするは同じこのいくつ
課に分けてやるのは、そこに又複雑な所が出て来ますので、所
の各課をこうながめるには、その執行の状況まで編成した
望に入れたい方がよからうと云うので、予算に關する事項と
上げてあります。それは性格は確かに編成までと、それから
執行とは違ふ訳であります。

5 番～只今のと答弁のように予算にする事項は、つまり予算成立までは、
企画に關する問題であるといふお考へでありましたならば、企画
か総務課のどちらかと云う企画の問題じやなくて、当然企画
総務課に属すべきであるといふお考へはございませんか。

あると云う委員会の修正理由は、充分納得出来ます。つまり企画室以外は、あくまで執行に関する部間、そこでこの繰り返しになります。予算に関する事項と云うのは、予算が成立したその後が執行面に関する部間でありまして、そういうふうな見地に立つた場合には、これは、執行に関する部間じゃなくて、あくまでいわゆる立案企画の中に包含されるべき問題だと私は思っておりますが、そうした場合には予算に関する事項は、当然企画室の分たん事項とするのと妥当だと云うふうな考え方を持っている訳であります。今の私の質問をお聞き致しましても、それでも尚、いやこれは執行に関する部間だから、総務課の分たん事項であると云うふうな、そう云う考えでありますか。

4 番～先程比重の問題がありましたので、それは見解の相違はあると思っております。おつしやる様に立案企画編成、それから執行だという様な過程全体をひつくるめて、予算に関する事項だというふうなことになるんですが、しかし我々の基本的な考え方と致しましては、予算に関する事項にしる、或は他の事項にしる執行の段階が相当長い期間にわたるし、そこで、そこに重点をおきまして、総務課に包含させた方がいいんだと云う様な見解の基に総務課に移した訳であります。そこでその今の見解の考え方の違いにつきましては、まだ検討の余地がなかつたところ思っております。

5 番～市長にお尋ね致します。予算に関する事項と云う項目が、行政の企画立案と云う項目と関連してお考えになつた場合その場合の予算に関する事項は、執行する部分に属する部分と云うふうにお考えになりますか。それとも先き委員長に対する質問にもありました様に予算成立までは、それはいわゆるあくまで企画立案に範圍内で解しやすくして、当然企画室の分たん事項であるというふうなお考えでありますか。どちらのお考えですか。

市長～5番さんがおつしやる様に、予算は編成するまでは、企画であります。所がこれが出来上つて執行になりますと、執行の状況は各課になる訳ですが、しかしその事務を分たんするに同じこのいくつもの課に分けてやるのは、そこに又複雑な所が出て来ますので、丁度その各課をこうなめるには、その執行の状況まで編成した所の企画室に入れた方がよからうと云うので予算に関する事項と云うだけで上げてあります。それは性格は確かに編成までと、それから先きの執行とは違ふ訳であります。

5 番～只今の答弁のように予算にする事項は、つまり予算成立までは、企画に関する問題であると云うお考えでありましたならば、企画室か総務課のどちらかと云う企画の問題じゃなくて、当然企画室或は総務課に属すべきであるという積極的見解はございませんか。

市長～積極的な見解は、先きから申し上げるように、企画にこの予算は
いた方がいいところ思うのであります。

5 番～委員長にお尋ね致します。先程の説明から受ける印象は、企画室よ
りは総務課の方がいいと云う様な、いわゆる企画においての説明の
仕方でありますが、原案の提案理由に事務処理の合理化、合理化を
はかる云々がありますが、その面から考えた場合に企画立案とそれ
を実行に移すと云う面の予算編成そう云う部問を課にまたがって
処理された場合に果して事務処理、又能率的な面から云つて、果して
妥当なあり方と云う考えでありますか。

4 番～お答え致します。企画室の中に入れる事務これ以外の事務分たんに
おいても必要ずしも企画立案だけで済す分たんでなくして、場合に
よつては、執行までまたが事務分た人もあるかと云うふうに考え
ております。そこで只今の予算に関する事項におきましては、先程
も申し上げました様にこの企画立案、執行までと云う様な過程をなが
め、場合により全事項に及ぶ問題であります。そこで事務能率の面から
の妥当性につきましては、この企画室の意義そのものが先程から
強調しております様に、あくまでもこの市長の施策のねりなおす機
関であると云う様な見解に立つた場合は、事務能率の面において
私も私は別に支障はないと密しるそこにはつきりした分限を置くこ
とによつて、事務能率が高められると云つた様な見解であります。
それからその問題につきましても、むしろ企画室の陣容の今のこの
案に示された所の陣容からすると、はなして予算に関する、あれだ
けの大きな仕事は執行まで企画室でやると云うことは、非常に負担
過重な点が出て来ると、そこではつきりその分野を決めることによ
つて、事務の能率が上げられると云う様なことで、我々の委員会
でそういった様な見解を持つている訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後3時49分)

議長～再開致します。(午後4時00分)

議長～只今4時であります。時間延長をしたいと思ひますが、御異議ござ
いませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長することに決定致します。

議長～議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例並に議
案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例につい
ては委員会報告書の段階で継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時01分)

議長～再開致します。(午後5時12分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以て本日の会議を終ることに致します。
尚、明日は午前10より再開致します。

議長～散会 *****(午後5時15分)

[Faint, illegible text follows, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以て本日の会議を
終ることに致します。
尚、明日は午前10より再開致します。

議 長～散 会 *****(午後5時15分)